

県と市町の新しい関係づくり協議会
協議経過報告

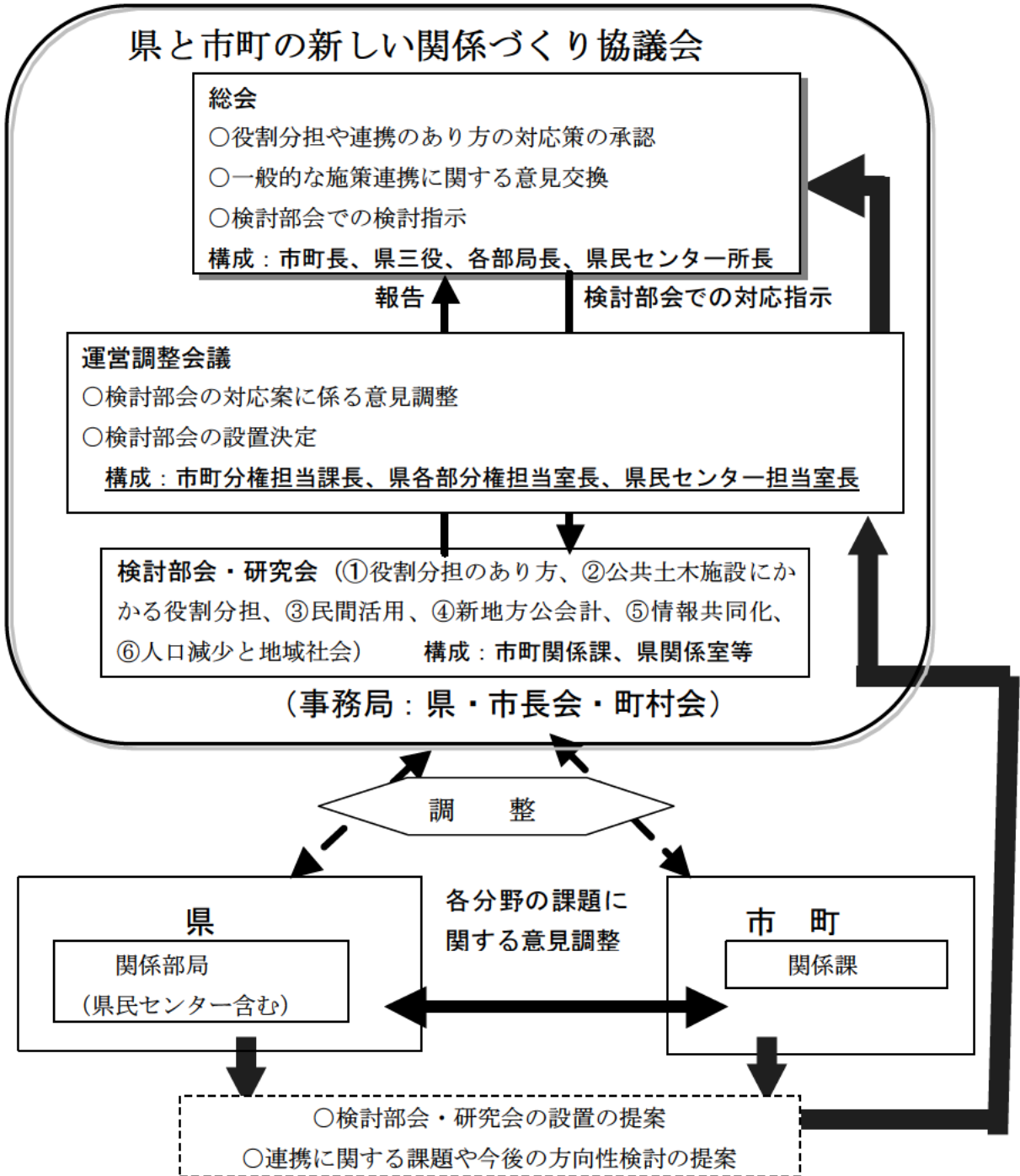
平成 20 年 2 月 15 日

目 次

． 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み	
（ 1 ） 協議の仕組み	1
（ 2 ） 協議会の構成等	2
． 総会の開催状況	2
． 運営調整会議の開催状況	3
． 検討部会の協議結果	4
県と市町の役割分担のあり方検討部会	7
公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会	17
民間活力の活用のあり方に関する検討部会	25
新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会	35
情報システム等の共同化検討部会	45
「人口減少と地域社会」についての検討部会	49
． 平成 19 年度における権限移譲の概要	58
・ 平成 19 年度に協議成立した	
事務処理の特例制度による新規移譲予定事務一覧	59
《参考資料》	
（ 1 ） 県と市町の新しい関係づくり協議会規約	63
（ 2 ） 検討部会の運営に関する規程	67

I. 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み

(協議の仕組み)



協議会の構成等

	メンバー
総会	会長：知事
	副会長：市長会会長、町村会会長、副知事
	委員：各市町長、出納長、各部局長・県民センター所長
運営調整会議	市町地方分権担当課 県各部局地方分権担当室、各県民センター地域防災担当室
検討部会	①県と市町の役割分担のあり方検討部会 ②公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会 ③民間活力の活用のあり方に関する検討部会 ④新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会 ⑤情報システム等の共同化検討部会 ⑥「人口減少と地域社会」についての検討部会
	メンバー：市町担当課職員、県関係室職員 ※ 必要に応じ助言者として学識経験者を招聘
(事務局)	市長会、町村会、県地方分権・広域連携室、県担当室

Ⅱ. 総会の開催状況（H19年度）

第3回 平成19年10月26日

- (事項)
- ・各検討部会の活動報告及び今後の取組について
 - ・国土形成計画について
 - ・県と市町の地域づくり支援会議の開催状況について

Ⅲ. 運営調整会議の開催状況（H19年度）

第1回 平成19年4月26日

- （事項）
- ・県と市町の新しい関係づくり協議会の今後の取り組みについて
 - ・検討部会の設置・メンバー募集について
 - ・第二期地方分権改革について
 - ・権限移譲について

第2回 平成19年10月18日

- （事項）
- ・第3回総会（10月26日開催）について
 - ・各検討部会の活動報告について
 - ・新規検討部会の設置について
「人口減少と地域社会」についての検討部会
 - ・国土形成計画について
 - ・第二期地方分権改革について

第3回 平成20年2月4日

- （事項）
- ・第4回総会（2月15日開催）について
 - ・各検討部会の活動報告について
 - ・権限移譲について
 - ・平成20年度の検討部会の取組について
 - ・「美し国おこし・三重」について
 - ・県と市町の地域づくり支援会議の開催状況について
 - ・国土形成計画について

IV. 検討部会の協議結果（H19年度）

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討状況・結果
<p>① 県と市町の役割分担のあり方検討部会 (平成18～19年度)</p> <p style="text-align: center;">【協議終了】</p>	<p>《検討事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事務分野ごとの役割分担のあり方調査の実施 ② 調査結果の整理（事務分野別、主体・手法等の性質別） ③ 事務分野ごとの役割分担の課題と方向性の検討 ④ 役割分担の明確化と適正化に向けた基本的な考え方や方向性等の検討 <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県と市町の役割分担のあり方調査」の結果を踏まえ、検討部会に2つの分科会と2つのワーキング・グループ(WG)を設置して、文化活動支援、交通安全啓発等の13のテーマごとに、課題や今後の方向性等について検討を行った。 ・分科会、WGでの検討を踏まえ、役割分担を具体的に見直すための「2つの基本事項」と「8つの方向性」として類型化した。 ・継続的な役割分担に活用されるよう、役割分担の取組についての情報共有と、役割分担の検討を行う場合の方法論を提案した。
<p>② 公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会</p> <p style="text-align: center;">【協議継続】</p>	<p>《検討事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共土木施設の社会的役割、現行の施設管理の状況・課題についての検討 ② 公共土木施設に関する今後の県と市町の役割とそれに基づく方向性についての検討 <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設（道路、河川・砂防、港湾・海岸、都市公園）ごとにWGを設置し、法令上の位置付け、維持管理上の課題・問題点等について、情報共有・意見交換を行った。 ・今後は、今年度の検討結果をもとに、対象施設を絞りこんだうえで、住民の視点に立った公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方について、さらに検討を進める。 <p>また、県と市町との役割分担だけでなく、県と市町との連携、住民との協働による効率的・効果的な施設管理の手法について検討を進める。</p>

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討状況・結果
<p>③ 民間活力の活用のあり方に関する検討部会</p> <p>【協議終了】</p>	<p>《検討事項》</p> <p>① 民間活力の活用（市場化テスト、指定管理者制度）における考え方、取組状況、課題についての情報共有</p> <p>② 新しい民間活力（市場化テスト）の活用手法の導入についての課題の整理、推進方策の検討</p> <p>③市場化テスト、指定管理者制度についての課題の整理、情報共有</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい民間活力の活用手法である、市場化テストについて外部講師を招いての講演会を行うなど、研究・協議を行った。 ・指定管理者制度について、県内自治体の導入・実施状況を調査するなどし、今後の制度導入にあたっての課題について整理し、検討を行った。
<p>④ 新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会</p> <p>【協議継続】</p>	<p>《検討事項》</p> <p>① 財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の4表における「総務省方式改訂モデル」を主とした公会計モデルの研究</p> <p>② 資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備のあり方の検証</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」、現行「総務省方式」の比較を行い、総務省改訂モデルの作成ポイントについての検討を行った。 ・総務省及び浜松市職員を講師として「地方公会計セミナー」を開催し、当該制度の内容等についての理解を深めた。 ・実作業に係るワーキング・グループ（WG）を設置して、売却可能資産の洗い出し等の検討を行い、各市町が取り組むための指針を策定した。 ・一部事務組合等に対する説明会を実施し、各市町が連結ベースの財務諸表の作成するにあたっての協力を求めた。 ・今後は、各市町における公会計検討の一助となるよう、検討結果を提供し、報告書を作成する。

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討状況・結果
<p>⑤ 情報システム等の共同化検討部会 (平成 18～19 年度)</p> <p>【協議終了】</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①共有デジタル地図整備と利活用方策について ②電子申請、電子入札、入札参加資格者登録・受付等にかかる情報システム等の共同化について</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 共有デジタル地図の整備については、空中写真成果や整備している共有デジタル地図に関する運用・更新方法やその利活用について協議検討を行った。 入札参加資格者登録・受付業務については、基本的な共同化実施内容について合意を得られたため、平成19年12月に「三重県入札参加資格申請受付・審査共同化運営連絡協議会」設置し、本年1月から共同化による手続きの受付を開始した。 電子申請、電子入札システム等については、各市町と意見交換を行うなど、各市町における必要性、緊急性を把握しつつ、協議検討を行った。
<p>⑥ 「人口減少と地域社会」についての検討部会</p> <p>【協議終了】</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①人口の将来予測について ②人口減少の背景・要因について ③人口減少による地域社会への影響について ④現地ヒアリング調査について ⑤人口減少社会への対応方向について</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口の将来予測について、国立社会保障・人口問題研究所と同様の方法により、市町別の推計を行った。 人口減少の背景について、自然動態、社会動態、人口構造の3点から整理した。 現地ヒアリング調査について、市街地、住宅地、農山村、漁村、超高齢化地域（高齢化率50%超の地域）の計13地域で実施し、人口減少が地域社会に与える影響などについて整理した。 その調査結果の分析等を踏まえて、今後の検討方向について、「コミュニティの再生」、「地域の魅力・価値を高める地域づくり」、「人材の発掘・育成・誘致・活用」、「持続可能な地域形成のための産業振興」など8つの分野で展開していく必要性を確認した。

① 県と市町の役割分担のあり方検討部会

検討部会設置の目的

地方分権改革の進展に伴い、県と市町の役割分担については、住民に身近な市町をより重視したものに目直し、県と市町を通じた効率性の向上、行政サービスの質的向上を図ることが求められています。

このため、県と市町の役割分担の現状、課題を調査し、県と市町の適切な役割分担のあり方を検討します。

検討部会メンバー 23名（市町13名、県10名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
津市／行政経営課	四日市市／政策課	政策部政策総務室	総務部経営総務室
伊勢市／総務課	桑名市／政策課	防災危機管理部危機管理総務室	生活部生活総務室
鈴鹿市／総務課	名張市／行政改革推進室	健康福祉部健康福祉総務室	環境森林部環境森林総務室
○亀山市／行政改革室	熊野市／総務課	農水商工部農水商工企画室	県土整備部県土整備総務室
伊賀市／行政改革・政策評価推進室	菰野町／総務課	教育委員会事務局教育総務室	◎政策部地方分権・広域連携室
朝日町／総務税務課	明和町／企画課		
大台町／総務課			

助言者●四日市大学／岩崎 恭典 教授、四日市大学／小林慶太郎 准教授

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県 政策部地方分権・広域連携室

検討事項

- ①事務分野ごとの役割分担のあり方調査の実施
- ②調査結果の整理（事務分野別整理、実施主体・手法の性質別整理等）
- ③事務分野ごとの役割分担の課題と方向性の検討
- ④役割分担の明確化と適正化に向けた基本的な考え方や方向性等の検討

開催実績

(平成18年度)

- 第1回[7/3] 協議計画書により今後の進め方説明
役割分担のあり方調査の実施について
- 第2回[9/11] 役割分担のあり方調査(速報)について
役割分担のあり方の検討方法について
- 第3回[11/20] 役割分担のあり方調査結果について
ワーキンググループ(WG)の設置について
- 第4回[1/23] 調査結果に基づく、実施主体・手法等の性質ごとの
役割分担のあり方の検討について
- 第5回[3/20] 平成19年度の進め方について
分科会方式でのテーマ別の検討

(平成19年度)

- 第6回[10/10] 第1・第2分科会での検討内容について、
ワーキンググループ(WG)での検討について
- 第7回[12/20] 検討部会の最終報告書案について
第1・第2分科会での検討内容について
- 第8回[1/21] 検討部会の最終報告書案について
第4回総会での説明(プレゼン)資料について

分科会の開催実績

〔第1分科会〕

- 第1回[6/5] 地球温暖化啓発についての検討
(部会メンバー：県3名・市町3名、担当職員：県1名・市町3名)
- 第2回[7/17] 自主防災組織の活性化支援についての検討
(部会メンバー：県3名・市町3名、担当職員：県3名・市町2名)

第3回[9 / 11] 廃棄物の不法投棄防止についての検討

(部会メンバー：県2名・市町4名、担当職員：県2名・市町3名)

第4回[10 / 17] 中小企業の支援についての検討

(部会メンバー：県3名・市町4名、担当職員：県2名・市町5名)

第5回[12 / 5] 統計調査についての検討

(部会メンバー：県2名・市町3名、担当職員：県3名・市町2名)

[第2分科会]

第1回[6 / 6] 消費者相談についての検討

(部会メンバー：県3名・市町4名、担当職員：県1名・市町3名)

第2回[7 / 19] NPO活動の支援、

民生委員・児童委員の推薦、委嘱についての検討

(部会メンバー：県3名・市町4名、担当職員：県2名・市町1名)

第3回[8 / 23] 母子保健についての検討

(部会メンバー：県3名・市町3名、担当職員：県2名・市町1名)

第4回[10 / 23] 男女共同参画についての検討、

(部会メンバー：県3名・市町2名、担当職員：県1名・市町1名)

第5回[11 / 27] 文化活動の支援についての検討

(部会メンバー：県3名・市町3名、担当職員：県3名・市町1名)

ワーキング・グループの開催実績

(1) 生活交通WG・・・市町自主運行バスなど生活交通の確保に関する検討

(メンバー：市町14名、県2名、事務局：政策部交通政策室

オブザーバー：中部運輸局、三重交通株

助言者：名古屋大学大学院 加藤博和 准教授)

(平成18年度)

∴第1回[1 / 1.5].....協議計画書により今後の進め方の協議

生活交通を取り巻く現状と課題について

(平成19年度)

- ・第2回[4/11] 加藤准教授講演「地域公共交通政策の進め方と道路運送法改正」について
県の課題と方向性について
- ・第3回[7/11] 自主運行バスの運行形態について
地域公共交通会議について 等
- ・第4回[9/5] 乗合タクシー等について
生活交通確保のための県の役割・支援について
- ・第5回[11/7] 先進地調査報告(乗合タクシー、自主運行バス等)について
生活交通確保のための県の役割・支援について 等
- ・第6回[1/16] 県単バス補助事業アセスメントについて
生活交通確保のための県の役割・支援について 等

(2) 交通安全啓発等WG・・・交通安全事業等にかかる啓発事業の検討

(メンバー：市町9名、県6名(内、県民センター3名))

事務局：生活部生活総務室)

(平成18年度)

- ・第1回[12/27] 協議計画書により今後の進め方の協議
交通安全啓発実施状況調査の実施について
- ・第2回[2/6] 法令からみる交通安全事業について
交通安全啓発実施状況調査の結果について
交通安全啓発に関する課題について
- ・第3回[3/13] 交通安全啓発に関する課題に対する取組について

検討内容及び検討結果

1. 検討部会の概要

目的	県と市町を通じた住民サービスの質的向上と効率化を図るため、県と市町の役割分担の現状と課題を調査し、適切な役割分担のあり方を検討する。
検討姿勢	権限移譲などの市町の役割強化に限定せず、県と市町の連携強化や県の役割強化も重要論点とする。
検討経過	「県と市町の役割分担のあり方調査」に基づく、具体的な事例について、分科会とワーキングで検討（計 27 回）した結果を踏まえ、①事例ごとの役割分担の方向 並びに ②役割分担を検討する際の方法論をまとめた。

2. 県と市町の役割分担のあり方調査

●方法 29市町担当課、県各部局担当室を対象に、230事務分野（三重県総合計画 の基本事業） ごとに見直し意見を調査。

●調査期間 平成18年7月5日～9月26日

●調査結果

見直し方向	意見件数（件）
県の役割強化	178 (8)
県と市町の連携の強化	114 (23)
市町の役割強化	101 (56)
県と市町の役割分担の明確化	76 (18)
民間の役割強化	19 (0)
法・条例改正	8 (2)
計	496 (107)

() =内、県意見数

3. 検討方法

(i) 分科会

検討部会のメンバーを主とした県・市町の事務担当職員が、毎回テーマを変えて、課題と今後の方向性を検討する。

第1（産業まちづくり）

- ①地球温暖化啓発 ②自主防災組織の支援 ③不法投棄防止
- ④中小企業の支援 ⑤統計調査

第2（生活福祉教育）

- ①消費者相談 ②NPO活動の支援 ③民生委員の推薦
- ④母子保健 ⑤男女共同参画 ⑥文化活動の支援

(ii) ワーキンググループ（WG）

県・市町の担当課職員が、課題について数回にわたって検討し、今後の方向性をまとめる。

・交通安全啓発

・生活交通バス

4. 検討結果

現 状

[1] 分科会 (不法投棄防止)

制度的には、市町は「一般廃棄物」、県は「産業廃棄物」と種類によって役割分担されているが、判別が困難なものや混在したものがあリ、両者の対応が必要な場合がある。
廃棄物の不法投棄の早期発見・是正のためには、日常的な監視や指導が不可欠。

検討

[1] 分科会 (文化活動支援)

文化団体の助成
県と助成制度を持つ市町が重層的に実施。
文化祭
県は芸術性の高いものや新しい文化創造を発表の対象とし、市町はより地域に密着した身近な文化を対象としているが、住民からは重複した事業を行っていると感じ取られやすい。

検討

[2] 分科会 (母子保健)

県保健所の未熟児訪問指導、市町保健センターの訪問事業が重複する場合がある。
県・市町・医療関係者間で未熟児に関する情報共有が円滑でない場合もある。

検討

[3] ワーキンググループ (交通安全啓発)

交通安全対策基本法に交通安全計画 (県・市町の義務) 同実施計画 (県義務・市町任意) 等の県と市町の事務が規定されているが、市町の策定状況にばらつきがある。
四季の交通安全運動など、県はマスコミやイベントによる広域的な啓発を実施。
死亡事故多発市町では、特に積極的に住民向けの事業が展開されている。

検討

取組の方向

(県・市町)

・判別困難・混在時の対処や、有害物質が含まれる等の事案に対して、可能であれば、合意形成を図りながら、ガイドラインとなるものを作成する。

県 (含警察)・市町・自治会・NPO等が情報共有・意見交換を行える環境をさらに整備していく
地域の実情に詳しい市町が迅速に対応できるよう、産業廃棄物現場への立入権限を付与する協定の締結を進めていく

文化団体の助成

(県・市町) 各自治体による助成制度等の文化活動支援実施状況についての情報を共有する。

文化祭

(市町) 地域に密着したより身近な文化活動を対象とした、文化祭等の催しの開催を行う

(県) 広く県域にわたり、質の高い文化活動の発表の機会を提供する。

(県・市町) 県と市町が近接した時期に別々に訪問することがないように、同行訪問や情報の共有等の連携を密にしていく

(市町) 一括して母子保健事業を行えるよう、未熟児訪問指導を市町へ権限移譲することも将来的な選択肢として位置づけていく

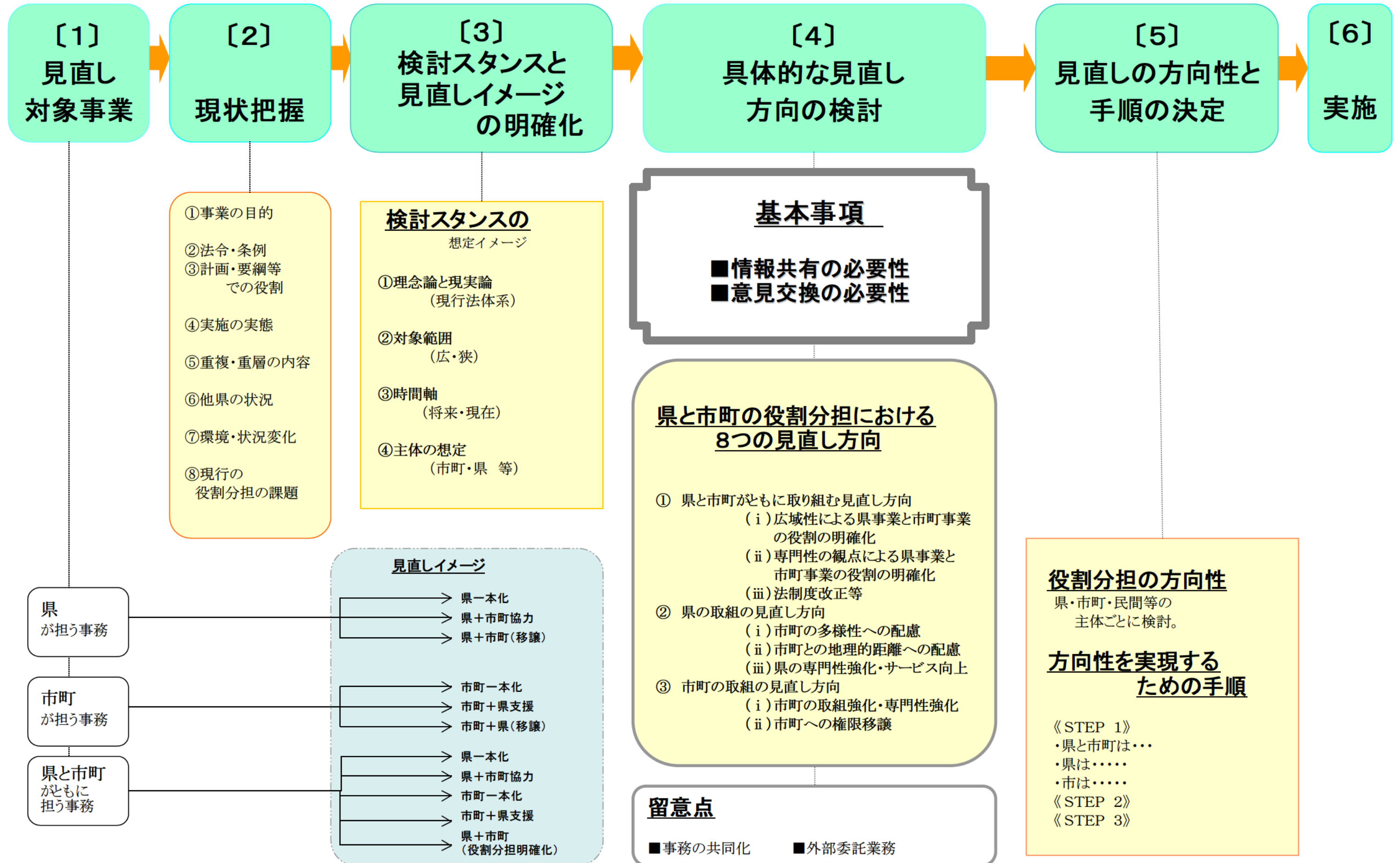
(県・市町) 情報共有、情報発信、連携強化。
地域住民を交えた関係団体との連携による適切な事業実施。

(市町) 計画・条例等の法的環境整備。

【まとめ】

人的・財政的制約のなか、県・市町・関係団体等が特性を生かし、相互に連携しながら、一体となって啓発事業を行うことが重要である。

5. 県と市町の役割分担の検討手法



6 . 今後の展開に向けて

第二期地方分権改革においては、基礎自治体優先の原則にたちつつ、事務権限と条例制定権における地方の役割を拡大する方向で審議が進められており、県と市町が事務分担と連携のあり方を巡って協議する必要性は、今後よりいっそう高まることが予想されます。

このため、県と市町を通じた住民サービスの質的向上と効率化を実現していくため、

- (1) 分科会・ワーキンググループで明らかになった個別分野の課題や役割分担の方向性を活用して、**県と市町の各部局で具体的な取組**を行うこと。
- (2) 県と市町の役割分担に新たな課題が生じた場合には、**検討部会が提示した方法論を活用し、あるべき役割分担の検討**を行うこと。
- (3) 適切な連携協力や役割分担の見直しが継続して行われるよう、**法制度改正の状況、県内外の役割分担の見直しに関する取組や考え方を協議会へ報告**すること。

以上の3点を提案します。

② 公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会

検討部会設置の目的

人口減少社会の到来など社会情勢が大きく変化するなか、公共土木施設については今後、新規投資とバランスをとりながら既存ストックの有効活用を図っていく必要があり、施設の維持管理等のあり方は、重要な課題です。

また、市町村合併により市町の行政体制が強化されるなど、「補完性の原理」に基づき議論を行う環境も整いつつあります。

このため、住民の利便性の向上、市町における自主的な地域づくりの推進、事務処理の迅速化やコスト削減等の観点から、施設の社会的役割や現行の施設管理の状況・課題を踏まえたうえで、住民・県・市町にとっての効率的・効果的な公共土木施設の管理のあり方について、基本的な方針を検討します。

検討部会メンバー 19名（市町15名、県4名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
津市／道路維持課	四日市市／道路整備課	政策部地方分権・広域連携室	○県土整備部施設管理特命監
伊勢市／維持課	◎松阪市／土木課	県土整備部都市政策室	県土整備部建設政策特命監
桑名市／土木課	鈴鹿市／道路保全課		
名張市／管理室	亀山市／まちづくり整備室		
鳥羽市／建設課	志摩市／建設整備課		
伊賀市／道路河川課	大台町／建設課		
○大紀町／建設課	南伊勢町／建設課		
紀北町／建設課			

助言者●四日市大学／岩崎 恭典 教授、小林慶太郎 准教授

事務局●三重県県土整備部 維持管理室・都市政策室・県土整備総務室

検討事項

- ①検討対象施設について
- ②公共土木施設の社会的役割、現行の施設管理等の状況・課題について
- ③公共土木施設に関する今後の県と市町の役割とそれに基づく方向性について
- ④方向性実現に向けた課題・対応策及びスケジュールについて 等

開催実績

第1回〔7/13〕 協議計画書により今後の進め方説明

.....具体的な協議等スケジュール

.....検討対象とする公共土木施設について

.....ワーキング・グループ（WG）の設置及びメンバーについて

第2回〔10/1〕 各WGでの検討状況報告と今後の進め方

第3回〔1/28〕 各WGでの検討状況報告と今後の進め方

《道路施設WG》

第1回〔7/18〕 第2回〔8/9〕 第3回〔8/31〕 第4回〔10/30〕

第5回〔11/12〕 第6回〔1/18〕

《河川・砂防施設WG》

第1回〔7/25〕 第2回〔8/9〕 第3回〔9/4〕 第4回〔11/5〕

第5回〔12/13〕 第6回〔1/23〕

《港湾・海岸施設WG》

第1回〔7/25〕 第2回〔8/7〕 第3回〔8/29〕 第4回〔11/7〕

第5回〔1/25〕

《都市公園WG》

第1回〔9/19〕 第2回〔1/22〕

検討内容及び検討結果

- 1 各公共土木施設ごとの法令上の位置づけ等を再確認するとともに、県・市町の実態を踏まえた現行管理上の課題・問題点等について、情報共有及び意見交換を行いました。
- 2 他県等の先進的な取組について、現地調査を実施するなど、全国的な地方分権の流れに対する認識の共有を図りました。

調査先：岡山県新見市、広島県呉市・坂町・大崎上島町

調査日：平成19年10月18日～19日

参加者：市町2名、県4名

3 各WGでの検討内容及び検討結果（概要）

（1）道路施設WG

停車場線、港線、観光地線、インター線等の種別に応じて、県が管理することが望ましい道路と市町が管理することが望ましい道路の考え方をまとめました。

また、県道・市町道の一括的な管理について、意見交換を行いました。

（2）河川・砂防施設WG

河川及び急傾斜施設の維持修繕にかかる県と市町の役割分担について、その対象、内容、手続等について検討しましたが、各河川の担う役割や地域の実情も異なることから、現段階での見直しは困難であると整理しました。

また、二級河川の指定基準の見直し、急傾斜地崩壊対策事業を効果的に執行管理するための手法について検討を進めました。

（3）港湾・海岸施設WG

各市町の現状等を勘案すると、港湾施設の管理にかかる統一的な役割分担の基準づくりを行うことは困難であると整理しました。

また、海岸施設については、国土保全上重要な施設であり、全国土（県土）を総合的に考慮のうえ管理していくべきものであることから、引き続き国、県がその役割を担うべきとして整理しました。

（4）都市公園WG

効果的な都市公園の管理運営に向けた情報発信など、市町と県による取組を検討しました。

また、県内の都市公園の整備状況を踏まえ、都市公園の管理者の望ましいあり方について検討を進めました。

今後の予定

- 1 今年度の検討結果をもとに、対象施設を道路施設及び砂防施設に絞り込んだうえで、住民の視点に立った公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方についてさらに検討を進めます。
- 2 また、県と市町との役割分担だけでなく、県と市町との連携、住民との協働による効率的・効果的な道路管理の手法について検討を進めます。
- 3 なお、港湾施設及び県営都市公園については、関係市町等と調整を進め、利用実態等に応じた適正な管理に向けて別途検討することとします。

道路施設WG検討状況

<p>検討メンバー</p>	<p>市町：津市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、伊賀市、大紀町 計7名 県：県土整備部 施設管理特命監、維持管理室、高速道・道路企画室、道路整備室、鈴鹿・津・松阪・伊勢・志摩・伊賀建設事務所 政策部 地方分権・広域連携室 計12名</p>
<p>検討項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の利便性の向上及び地域づくりを推進していく上での県道・市町道の役割分担の整理 ・県道・市町道の維持管理の課題及び望ましい管理手法について検討
<p>これまでの検討状況等</p>	<p>第1回（平成19年7月18日） 法令等に基づく県道の認定要件等について【情報共有】</p> <p>第2回（平成19年8月9日） 地方分権改革（国の動き）地方交付税の算定方法について【情報共有】 道路管理（パトロール、除草等）の現状と課題【意見交換】 法令等に基づく市町村道の認定要件等について【情報共有】</p> <p>第3回（平成19年8月31日） 道路管理（占用許可等）の現状と課題【意見交換】 他自治体の事例について【情報共有】</p> <p>第4回（平成19年10月30日） 先進地視察の報告【情報共有】 市町と県の協力体制について【意見交換】 県道・市町道の考え方、管理の特例について【意見交換】</p> <p>第5回（平成19年11月22日） 市町と県の協力体制について【意見交換】 県道・市町道の考え方、条例による事務処理の特例について【意見交換】</p> <p>第6回（平成20年1月18日） 市町と県の協力体制について【意見交換】 県道・市町道の考え方について【意見交換】</p>
<p>検討結果及び今後の方向</p>	<p>検討結果 広域的な幹線道路は国、域内幹線道路は県、生活用道路は市町で管理することが最適であることを確認し、その中で、停車場線、港線、観光地線、インター線等の種別に応じて、県が管理することが望ましい道路と市町が管理することが望ましい道路の考え方を整理した。 県道・市町道の一括的な管理について、意見交換を行った。</p> <p>今後の方向 今年度整理した道路の考え方にに基づき、住民の視点に立った道路施設にかかる県と市町の役割分担のあり方についてさらに具体的な検討を行う。 県と市町との連携、住民との協働による効率的・効果的な道路管理の手法について具体的な検討を行う。</p>

河川・砂防施設WG検討状況

<p>検討メンバー</p>	<p>市町：津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、志摩市、大台町 計 8 名</p> <p>県：県土整備部 維持管理室、河川砂防室、施設管理特命監、四日市、鈴鹿、津、松阪、志摩、伊賀、尾鷲建設事務所、中勢流域下水道事務所 政策部 地方分権・広域連携室 計 14 名</p>
<p>検討項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・砂防施設の管理に係る現状と問題点の整理 ・河川・砂防施設の住民の視点に立った管理のあり方とそれに対する県、市町の役割分担について検討 ・具体的な取組内容とその実施方法の検討
<p>これまでの検討状況等</p>	<p>第1回（平成19年7月25日） 河川・砂防施設管理の現状と課題について【意見交換】</p> <p>第2回（平成19年8月9日） 河川・砂防施設のよりよい管理のあり方について【意見交換】</p> <p>第3回（平成19年9月4日） 今後のワーキングでの具体的検討事項の方向性について【意見交換】 先進自治体の事例について【情報共有】</p> <p>第4回（平成19年11月5日） 先進地事例調査結果について【情報共有】 今後の具体的な進め方について【意見交換】</p> <p>第5回（平成19年12月13日） 権限移譲と二級河川指定について【意見交換】 今後の急傾斜地崩壊対策事業について【意見交換】</p> <p>第6回（平成20年1月23日） 河川・砂防施設にかかる県と市町の役割分担最終報告について【意見交換】 二級河川指定基準の見直し及び急傾斜対策事業のあり方について【意見交換】</p>
<p>検討結果及び今後の方向</p>	<p>検討結果 河川及び急傾斜施設の維持修繕にかかる県と市町の役割分担に関して、その対象、内容、手続等について検討したが、各河川の担う役割や地域の実情も異なることから、現段階における見直しは困難であると整理した。 二級河川の指定基準の見直し、急傾斜地崩壊対策事業を効果的に行うための新たな手法について、基本的な考え方を整理した。</p> <p>今後の方向 住民の視点に立った、より効果的で効率的な急傾斜地崩壊対策事業の実施及び施設管理について、今年度整理した問題点、基本的な考え方を踏まえ、さらに具体的な手法等の検討を行う。</p>

港湾・海岸施設WG検討状況

<p>検討メンバー</p>	<p>市町：津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、志摩市、紀北町、南伊勢町 計 8 名</p> <p>県：政策部地方分権・広域連携室 県土整備部 港湾・海岸室、維持管理室 桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、志摩、尾鷲建設事務所 計 15 名</p>
<p>検討項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設と海岸施設の現状と課題について ・港湾施設と海岸施設の管理のあり方及び役割分担について ・具体的取組内容と実施方法について
<p>これまでの検討状況等</p>	<p>第 1 回（7 月 2 5 日） 海岸・港湾の法令上の考え方【情報共有】 海岸・港湾管理にかかる現状と課題について【意見交換】</p> <p>第 2 回（8 月 7 日） 役割分担の基本的な考え方について【意見交換】</p> <p>第 3 回（8 月 2 9 日） 港湾施設普通交付税の試算について【情報共有】 役割分担の基本的な考え方について【意見交換】</p> <p>第 4 回（1 1 月 7 日） 広島県における県と市町のあり方の状況について【情報共有】 役割分担の基本的な考え方と方向性について【意見交換】</p> <p>第 5 回（1 月 2 5 日） 地方分権改革推進委員会及び岩手モデルについて【情報共有】 役割分担の基本的な考え方と方向性について【意見交換】</p>
<p>検討結果及び今後の方向</p>	<p>検討結果 各市町の現状等を勘案すると、港湾施設の管理にかかる統一的なルールづくりは困難と判断した。 また、海岸施設については、国土保全上重要な施設であり、全国土（県土）を総合的に考慮のうえ管理していくべきものであることから、引き続き国、県がその役割を担うべきとして整理した。</p> <p>今後の方向 港湾施設については、例えば「単独市町内にある港湾施設」等の効率的・効果的な管理方法等について、関係市町と調整・協議していく。</p>

都市公園WG報告書

<p>検討メンバー</p>	<p>市町：津市、松阪市、鈴鹿市、亀山市 計4名 県：県土整備部 都市政策室 3名</p>								
<p>検討項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者へのサービス向上や効果的な公園運営の検討 ・補完性の原理の考え方に基づき、望ましい公園管理のあり方を検討 								
<p>これまでの検討状況等</p>	<p>第1回WG検討項目（平成19年9月19日開催） 三重県内の都市公園の整備状況について 都市公園の望ましい管理のあり方について</p> <p>第2回WG検討項目（平成20年1月22日開催） 公園利用者へのサービス向上について 市町と県の連携による効果的な公園運営について 都市公園の種類に応じた望ましい管理者について 都市公園WGの検討結果及び今後の方向について</p> <p>WGによる調査・研究等 三重県における都市公園の整備状況 全国の都市公園の移管事例調査</p>								
<p>検討結果及び今後の方向</p>	<p>検討結果及び今後の方向 公園管理における市民参加の促進に向け、市民参加の制度、手法、事例や活動団体等に関する情報提供、広報活動を行う「市民参加相談室」（仮称）をインターネット上に設置する。 公園管理における喫緊の諸課題に対して、市町と県が連携した的確な対応を行うため、市町及び県で構成する「都市公園管理連絡会議」（仮称）を設置する。 都市公園の種類に応じた望ましい管理者区分（下表）を検討した。また、この区分によらない既存の都市公園等については、実際の利用実態や設置に至った背景等を踏まえ、関係市町及び県において管理のあり方について個別に調整・協議を行う。</p> <p>都市公園の種類に応じた管理者区分表</p> <table border="1" data-bbox="523 1458 1337 1753"> <thead> <tr> <th>都市公園の種類 【種別】</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住区基幹公園 【街区公園、近隣公園、地区公園】</td> <td>市町</td> </tr> <tr> <td>都市基幹公園 【総合公園、運動公園】</td> <td>市町</td> </tr> <tr> <td>大規模公園 【広域公園、レクリエーション都市】</td> <td>県</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 上表は都市公園を新設する場合に適用する。 2. 上表に適合しない既存の都市公園にあっては、詳細な利用実態等を勘案のうえ管理のあり方を検討する。</p>	都市公園の種類 【種別】	管理者	住区基幹公園 【街区公園、近隣公園、地区公園】	市町	都市基幹公園 【総合公園、運動公園】	市町	大規模公園 【広域公園、レクリエーション都市】	県
都市公園の種類 【種別】	管理者								
住区基幹公園 【街区公園、近隣公園、地区公園】	市町								
都市基幹公園 【総合公園、運動公園】	市町								
大規模公園 【広域公園、レクリエーション都市】	県								

③ 民間活力の活用のあり方検討部会

検討部会設置の目的

指定管理者制度、市場化テスト等の公共サービスの提供方法が多様化する中で、サービスの質の向上や業務の効率化を図るため、外部委託を含めた民間活力の更なる活用方法について検討し、その推進を図っていく必要がある。

このため、新しい民間活力の活用手法について研究し、課題を整理のうえ、地域の実情を踏まえながら、活用のあり方や推進方策について検討する。

検討部会メンバー 14名（市町9名、県5名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
津市／行政経営課	伊勢市／行政経営課	政策部地方分権・広域連携室	政策部市町行財政室
松阪市／経営推進室	○鈴鹿市／総務課	◎総務部 経営総務室	
名張市／行政改革推進室	亀山市／行政改革室		
志摩市／企画政策課	伊賀市／総務課		
大台町／総務課			

事務局●三重県 総務部経営総務室

検討事項

- ①民間活力の活用における考え方、取組状況、課題について情報共有
- ②新しい民間活力の活用手法の導入についての課題の整理、推進方策の検討
- ③市場化テスト、指定管理者制度についての課題の整理、情報共有

開催実績

(平成19年度)

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 第1回 [6 / 27] | 検討すべき民間活力の内容についての検討 |
| 第2回 [8 / 7] | 市場化テストについての研究・協議 |
| 第3回 [9 / 5] | 市場化テストについての講義
関西学院大学 稲澤克祐 教授 |
| 第4回 [10 / 5] | 中間報告、今後の進め方についての検討 |
| 第5回 [11 / 21] | 指定管理者制度についての調査結果の報告、
運用についての研究・協議 |
| 第6回 [12 / 25] | 指定管理者制度の運用についての研究・協議 |
| 第7回 [1 / 16] | 最終報告についての検討 |

検討内容及び検討結果

- ・活用すべき民間活力の手法として、まずは市場化テストについて研究することとしました。
- ・公共サービス改革法（いわゆる市場化テスト法）において、地方自治体が市場化テストを実施することが出来る公共サービスは、現在のところ窓口6業務に限られており、またその内容は各種証明書等の「受付及び引渡し」に限られていることから、法に基づく市場化テストの実施には民間委託による効果が期待されるほどには無いという認識で一致しました。
- ・指定管理者制度について、制度導入後の課題について認識の共有を図るとともに、県内自治体の事例を調査しました。
- ・指定管理者制度については、民間事業者の創意工夫の導入やコストの縮減など、制度導入の効果も一定は見られるものの、これまでの指定管理者による管理運営の評価のあり方や、公募手法の一層の導入、受け手となる地域の事業者の育成など、様々な課題もあることから、これらを今後の制度の導入にあたって踏まえるべき点として整理し、今後も情報の共有を図っていくこととしました。

I. 市場化テスト

1. 市場化テストとは

公共サービスの提供について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札（官民競争入札）に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み

平成18年7月公共サービス改革法の施行

基本 理念

「官から民へ」の観点から見直しを行い、「民」の創意と工夫が期待される一体の業務を選定して、官民競争入札または民間競争入札に付すことにより、公共サービスの質の維持向上と経費の節減を図る改革を実施

法の 趣旨

公共サービスの全般について不断の見直しを行い、広く民間事業者の創意と工夫を反映させることで、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現

透明性・中立性・公正性を確保した行政改革の手法

2. 公共サービス改革法の対象となる事務

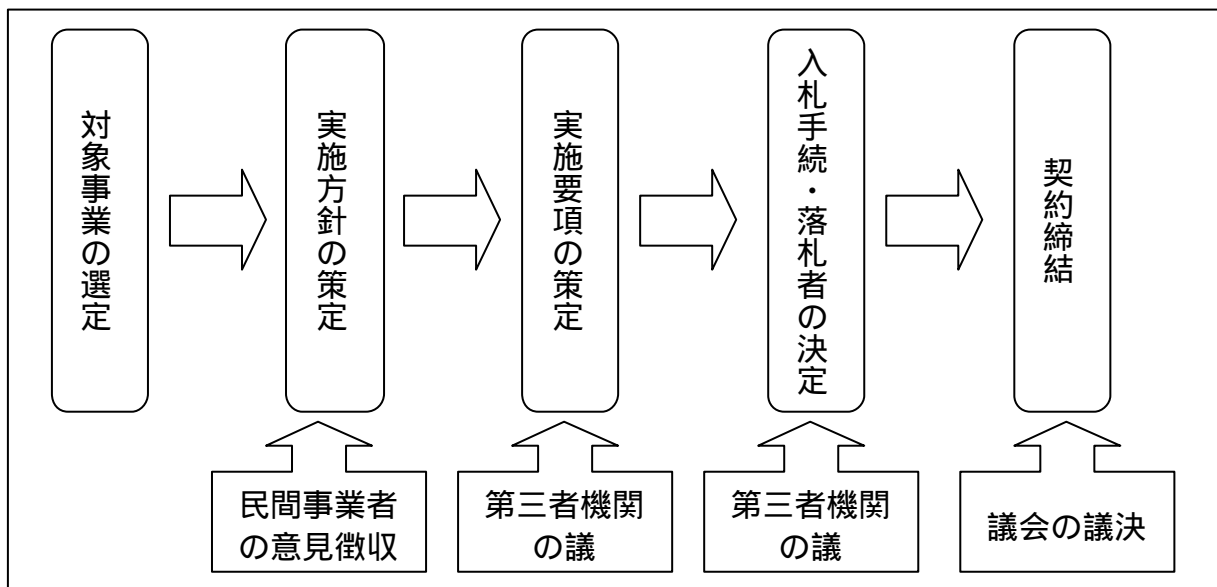
法第5章第2節の「特定公共サービス」（法第34条）

＜地方自治体：窓口6業務の特例＞

- 戸籍謄本等の交付の請求の受付および引渡し
- 納税証明書の交付の請求の受付および引渡し
- 外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- 住民票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- 戸籍の附票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- 印鑑登録証明書の交付の請求の受付および引渡し

これら以外の業務で、民間委託を実施するにあたって法の規制が無い業務については、各地方自治体が自主的に独自の枠組みを設けて市場化テストを実施

3. 市場化テスト実施の手続き (法に基づいて官民競争入札を実施する場合)



4. 法に基づいて実施する場合のメリット・デメリット

メリット：守秘義務・みなし公務員規定

- ・民間事業者に守秘義務を課し、罰則を適用
- ・民間事業者を公務員とみなし、収賄、公務執行妨害、職務強要などにつき刑法その他の罰則を適用

デメリット：対象業務の限定、煩瑣な手続

- ・対象業務が窓口6業務の「受付及び引渡し」に限られている
- ・委託にいたるまでに第三者機関の議や議会の議決が必要

5. 他自治体での市場化テスト実施事例

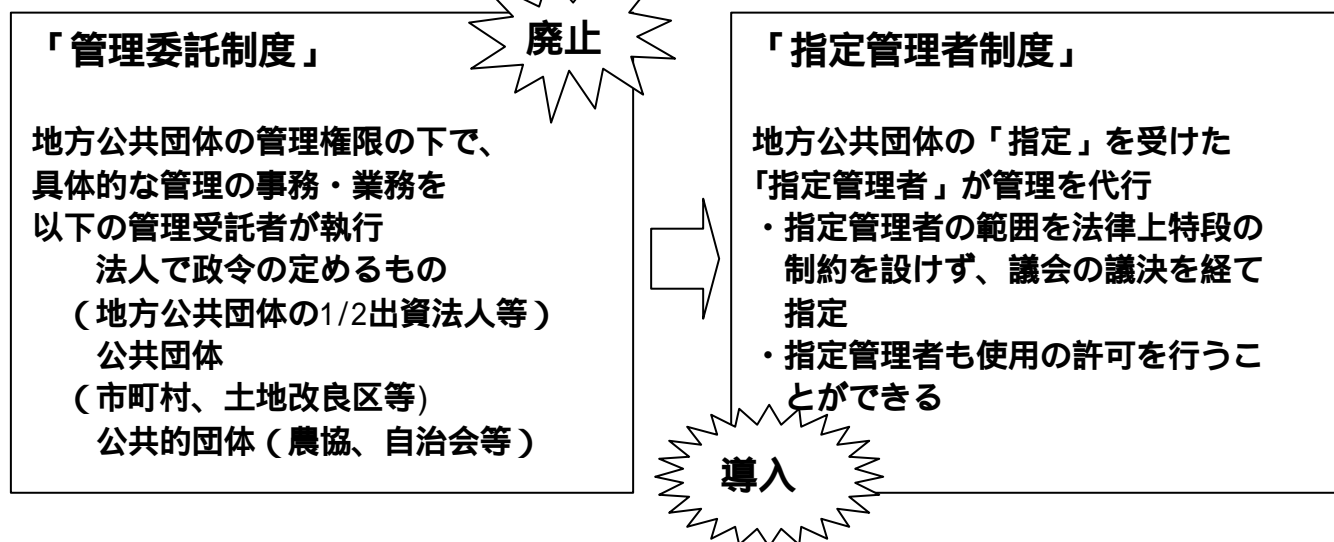
自治体	対象業務	入札形態	実施時期
北海道	特定疾患等医療受給者証の申請に係る審査等 農業試験場における農業技能業務	民間競争	19.4～実施
東京都	都立技術専門学校における求職者向け公共職業訓練	官民競争	19.4～実施
愛知県	旅券申請窓口、自治研修所職員研修	官民競争	20.4～実施予定
大阪府	職員研修、自動車税未納者に対する納税催告	民間競争	20.4～実施予定
和歌山県	和歌山県庁南別館管理運営業務	官民競争	19.1～実施
岡山県	職員公舎・寮の管理業務	官民競争	20.4～実施予定
神奈川県横浜市	提案競争型公共サービス改革制度ガイドラインを策定		19.4公表
東京都足立区	足立区における公共サービスの改革の推進に関する 条例を制定		18.9制定
岐阜県多治見市	多治見市市場化テストガイドライン(基本指針)を策定		20年度～
岡山県倉敷市	車両維持管理業務	官民競争	20.4～実施予定

・ 指定管理者制度

1 . 指定管理者制度の概要

「公の施設の管理」に関する制度の改正...地方自治法一部改正

(平成 15 年 6 月公布、平成 15 年 9 月 2 日施行)



【趣旨】

公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る

2 . 県内における指定管理者制度の導入状況

(平成 18 年 9 月、三重県地方自治研究センターの調査)

(1) 制度導入施設数

県内の公の施設：6,223 施設のうち、679 施設で導入(10.9%)
現在では、さらに導入が進んでいるものと思われる。

(2) 導入施設の種類の

集会所・コミュニティーセンター 都市公園 公営住宅
高齢者施設 競技場 その他スポーツ・レクリエーション施設
の順に多くなっている。

(3) 指定管理者の種類

財団・社団が最も多く、続いて自治会・町内会、社会福祉法人、
地方三公社が多い。
株式会社やNPO法人などは少数。

(4) 公募の有無

選定時に公募を実施した施設は 190 施設(28%)。
公募を実施した施設の種類の、競技場、その他スポーツ・レクリ
エーション施設、その他社会教育・文化施設、駐車場、駐輪場
の順に多くなっている。

3. 指定管理者制度導入後に見えてきた課題

- (1) 公募の導入、公募した施設の再度の公募のあり方
- (2) 選定委員会の設置、委員の構成など
- (3) 指定管理料のあり方、利益や損失の取扱い
- (4) これまでの制度導入の評価

⇒ これらの問題意識に基づき、県内自治体を対象として調査を実施

4. 指定管理者制度に係る調査の概要

- (1) 調査期間：平成 19 年 11 月 9 日(金)～11 月 19 日(月)
- (2) 調査対象：県内の自治体 30 団体（市町 29、県 1）
うち、23 団体から回答を得た。
- (3) 調査結果概要
 - ①指定管理者の公募を行わないとする団体は無いものの、実際の実施は多くない。
 - ②選定委員会の委員は、大学教授・弁護士などの学識委員を入れている団体が多いが、職員のみのものである。
公募の委員を導入しているのは 2 団体のみ。
 - ③指定管理料は、利益・損失の有無にかかわらず変更しない団体が多いが、年度末精算する団体もある。
 - ④制度導入の評価を行っているのは 9 団体／19 団体。うち、外部の委員等による評価を行っているのは 1 団体。

5. 指定管理者制度導入の効果と課題

- (1) 制度導入の効果
 - ①民間事業者の創意工夫の導入
⇒施設の開館時間の延長、弾力的な利用料金の設定など。
 - ②コストの縮減
⇒管理委託制度のときの委託料と比べ、指定管理者制度における指定管理料は削減されていることが多い。
- (2) 課題
 - ①小規模施設においては、コスト縮減効果が薄い
 - ②公募手法のさらなる導入
 - ③制度導入の評価の方法

} 特にこの 2 点について協議、検討

【参考】県における指定管理者制度導入スケジュール（公募を前提）

実施時期	事務手続きの内容
4 月	事前準備
5 月	○実施方針の作成 ○公の施設設置条例（案）又は改正（案）の作成・協議（新規の場合） ○予算（債務負担行為）の協議 ○募集要項（案）の作成
6 月	条例案・予算案上程 ○第 2 回定例会に議案を提出 設置条例の制定又は一部改正（新規の場合）・債務負担行為の設定、実施方針等により議案の補充説明
7 月	選定委員会の設置 ○選定委員会委員の公募 ○選定委員会の設置 ○選定委員会委員の氏名・役職名を公表 ○審査基準・配点表を公表

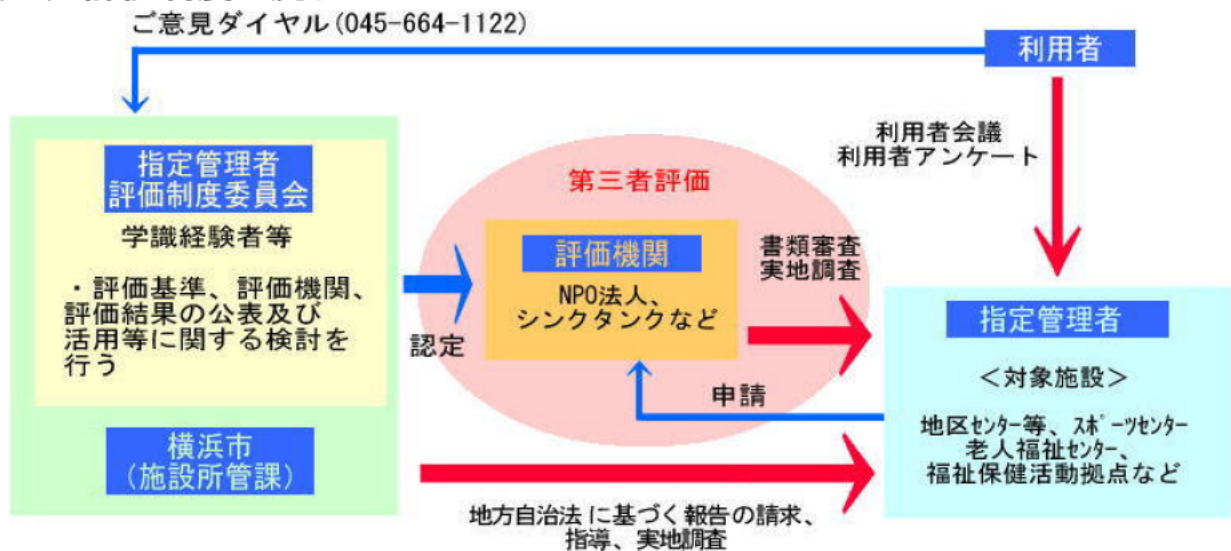
実施時期	事務手続きの内容
8月	公募 ○募集要項等の配布（公募を開始） ○現場説明会の開催 ○団体からの質問の受付・回答
9月	申請受付・審査 ○申請書等の受付 ○申請資格の審査 ○申請者の氏名及び申請者が作成した事業概要を公表 ○選定委員会による書面審査 選定過程報告 ○第3回定例会で選定過程の状況を報告
10月	○選定委員会によるヒアリングの実施 ○選定委員会による最終審査・順位の決定
11月	○指定管理候補者の選定 ○選定の経過及び結果を公表
12月	指定議案上程 ○第4回定例会に議案を提出（指定管理者の指定） 審査の経過・選定の結果・期待される効果、協定で定める主な項目等により議案の補充説明
翌年1月	指定・協定・引継ぎ ○指定管理者の指定 ○基本協定書の締結 ○施設の引継ぎ
2月	
3月	
4月	管理開始 ○施設の管理を開始 ○年度協定書を締結

【参考】横浜市の指定管理者評価制度（第三者評価を行っている事例）

（1）制度の特徴

同種施設が複数存在する施設について、複数の民間の評価機関（NPO法人やシンクタンク、監査法人など）を選定し、評価を実施

（2）評価制度の流れ



6. 今後の指定管理者制度導入にあたって踏まえるべき点

- （1）これまでの指定管理者制度導入による効果などの評価の実施
- （2）原則として公募手法を導入
- （3）民間事業者の創意工夫が発揮できる一定規模以上の施設の選定
- （4）受け手となる地域の事業者の育成

⇒ これらを踏まえた制度の導入・運用が必要。

指定管理者制度の導入状況等に関する調査(取りまとめ)

1. 調査の趣旨：指定管理者制度が導入されて数年が経ったが、これまで導入してきた中で課題も見られることから、県内の自治体を対象として、指定管理者制度の導入状況等を調査した。
2. 調査期間：平成 19 年 11 月 9 日(金)～11 月 19 日(月)
3. 調査結果：県内の 30 団体(市町 29、県 1)のうち、23 の団体から回答を得た。
調査結果は下記のとおり。

指定管理者制度の導入状況について

1. 貴団体において、「公の施設」に指定管理者制度を導入していますか。

している
していない

団体数	割合
19	82.6%
4	17.4%

2. 直営もしくは指定管理者制度の選択についてお伺いします。

(1)公の施設の管理運営について、直営か指定管理者制度かを選択する基準について、最も近いものを下記の中から一つ選択してください。

原則として指定管理者制度を導入するものとしている。
一定の基準に沿って、直営か指定管理者制度かを選択している。
施設の性質に応じて、個別に判断している。

団体数	割合
1	5.3%
3	15.8%
15	78.9%

(2)公の施設の管理運営について、直営か指定管理者制度かを判断する主体について、最も近いものを下記の中から一つ選択してください。

外部の有識者等からなる委員会等を設置し判断している。
職員で組織する庁内の会議等で決定している。
個別の施設担当部課等に任せている。

団体数	割合
2	10.5%
5	26.3%
12	63.2%

3. 指定管理者制度導入にあたっての、庁内での推進体制について、最も近いものを下記の中から一つ選択してください。

総務・行革等の指定管理者制度の担当部課等が、一元的に制度導入を所管している。
制度導入にあたっての基本的な指針や手続条例等の整備については、総務・行革等の指定管理者制度の担当部課等で行っているが、個別の施設への導入手続(入札・協定の締結・個別の施設設置条例の改正等)については、施設を所管する部課等で行っている。
各施設の担当部課等ごとに制度の導入を行っており、全庁的に指定管理者制度を所管する部課等はない。もしくは、全庁的な担当部課等があっても、相談などを受けるのみで、導入手続には関与していない。

団体数	割合
1	5.3%
16	84.2%
2	10.5%

4. 指定管理者の公募による募集について、最も近いものを下記の中から一つ選択してください。

指定管理者制度を導入するときは、必ず公募している。
原則として公募しているが、相当の理由がある場合には、公募によらないこともある。
施設の性質に応じて、公募を行うこともある。
公募を行うことはない。

団体数	割合
0	0.0%
15	78.9%
4	21.1%
0	0.0%

5. 指定管理者選定委員会のあり方についてお伺いします。

(1) 設置のあり方について、最も近いものを一つ選択してください。

- 全庁的に統一で、一つの選定委員会を設置している。
- 各部・各課など、庁内の担当部署ごとに設置している。
- 施設に応じて設置している。
- 設置していない。

団体数	割合
10	52.6%
5	26.3%
1	5.3%
3	15.8%

(2) 選定委員の構成について、当てはまるものを選択してください。(複数回答可)

- 大学教授・助教授などの学識経験者が入っている。
- 弁護士・公認会計士などの有資格者が入っている。
- 自治会・PTA など、関係団体の代表者等が入っている。
- 公募で募集した委員が入っている。
- 職員が入っている。

団体数	割合
9	56.3%
7	43.8%
6	37.5%
2	12.5%
9	56.3%

* 16団体中

6. 指定管理料の取り扱いについてお伺いします。

(1) 指定管理者に指定管理料から**利益が出ている場合**の貴団体の取り扱いについて、最も近いものを一つ選択してください。

- 利益は指定管理者の努力によるものであるから、減額することはない。
- 原則として減額することはないが、利益の大きさによっては、当年度に減額することもありうる。または、減額することを検討することとしている。
- 利益が出ていれば、その分は必ず当年度に減額する。
- 当年度は減額しないが、翌年度の指定管理料を見直す。
- 翌年度の指定管理料を見直し、かつ当年度の利益相当分を差し引く。

団体数	割合
9	47.4%
3	15.8%
1	5.3%
4	21.1%
0	0.0%
2	10.5%

* 未回答

(2) 指定管理者に**損失(赤字)が出ている場合**の貴団体の取り扱いについて、最も近いものを一つ選択してください。

- 損失は指定管理者の責任であるから、指定管理料を増額することはない。
- 原則として増額することはないが、損失の大きさによっては、当年度に増額することもありうる。または、増額することを検討することとしている。
- 損失があれば、その分は必ず当年度に増額する。
- 当年度は増額しないが、翌年度の指定管理料を見直す。
- 翌年度の指定管理料を見直し、かつ当年度の損失分を上乗せする。

団体数	割合
10	52.6%
4	21.1%
0	0.0%
3	15.8%
0	0.0%
2	10.5%

* 未回答

指定管理者制度導入の評価および今後の選定について

1. 制度導入による効果額の算定についてお伺いします。

(1) 指定管理者制度導入による効果額を算定していますか。

- している
- していない

団体数	割合
11	57.9%
8	42.1%

2. 指定管理者による施設の管理運営状況の把握についてお伺いします。

(1) 指定管理者による施設の管理運営状況を把握する**体制**について、下記より最も近いものを一つ選択してください。

- 外部の有識者等からなる委員会等を設置し、把握している。
- 職員で構成する庁内の組織等で(一元的に)把握している。
- 施設を所管する担当部課等が実施している。

団体数	割合
0	0.0%
0	0.0%
19	100.0%

(2)指定管理者による施設の管理運営状況を把握する方法について、
下記より最も近いもの一つを選択してください。

- 定期的に立入検査を実施するなど、直接に把握している。
- 定期的に、管理運営状況についての報告書等を提出させるなどしている。
- 特に確立された方法はない。

団体数	割合
1	5.3%
17	89.5%
1	5.3%

3. 指定管理者制度導入についての評価についてお伺いします。

(1)貴団体において、指定管理者制度導入についての評価を実施していますか。

- している
- していない

団体数	割合
9	47.4%
10	52.6%

(2)(1)で評価を実施しているとご回答の場合、評価の主体について、
下記より最も近いものを選択してください。

- 外部の有識者等からなる委員会等を設置し評価している。
- 職員で組織する庁内の組織等で(一元的に)評価している。
- 施設を所管する担当部課等が実施している。

団体数	割合
1	11.1%
0	0.0%
8	88.9%

* 9団体中

(3)(1)で評価を実施しているとご回答の場合、評価の方法・様式について、
下記より最も近いものを選択してください。

- 毎年度の事業報告書をもって、評価している。
- 事業報告書以外の様式を作成 提出させ、評価している。
- 特に確立された評価方法・様式はない。

団体数	割合
6	66.7%
3	33.3%
0	0.0%

* 9団体中

4. 今後の指定管理者の選定についてお伺いします。

第一回目の指定管理者の選定において公募を行った施設について、
第二回目の選定をどのように行う予定か、下記より最も近いもの一つを選択してください。

- 第一回目の管理運営状況に、特に問題がなければ継続して選定する。
- 第一回目の管理運営状況の評価し、評価結果によって公募もしくは継続しての選定を判断する。
- 第一回目の管理運営状況に係わらず、必ず公募を行う

団体数	割合
2	10.5%
4	21.1%
9	47.4%
4	21.1%

* 未回答もしくは公募なし

.その他、指定管理者制度において課題と思われる点について、ご自由にご記入ください。

指定管理者制度導入における評価の手法
 複合施設における指定管理者制度の導入方法
 ・公募によらない 随意契約のものが多く、この制度に求められているコスト面、サービス面の効果が最大限に得られているか疑問がある。
 指定管理者の評価をどのように行うか、また、その評価結果をどのように生かしていくかが課題。
 ・直営と比較し、職員の人件費の差額分の効果が出ているが、委託の延長線上でしかなく、コスト削減効果が継続する見込みはない。
 議決も含め、手続に柔軟性がない。
 ・市民サービス向上のために、柔軟な事業展開や料金設定が必要。
 地域的な問題により 指定管理者制度を導入したくても受け手となる事業者がいらない。
 指定管理者制度の導入により、ある程度の管理・運営経費の削減は見込めるが、職員の配置転換の問題等、必ずしも人件費の削減につながらない場合がある。
 施設によっては、指定管理者として施設管理を受ける業者がいらない。

④ 新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会

検討部会設置の目的

公会計の整備については、平成18年8月31日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」において、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形として、地方公共団体及び関連団体等を含む連結ベースで、取り組むことが求められているところであり、さらに、地方公共団体の財政運営に対する住民の関心が高まりつつある状況を受けて、県と県内市町との協働によって検討部会を設置し、貸借対照表等の財務諸表の作成にかかる実証的検証やその他諸課題について検討を行います。

検討部会メンバー 20名（市町15名、県5名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
津市／財政課（2名）	四日市市／財政経営課	◎政策部市町行財政室（4名）	
伊勢市／財政課	松阪市／財務課	政策部地方分権・広域連携室	
桑名市／財政課	鈴鹿市／財政課		
名張市／財政経営室	亀山市／財務室		
熊野市／市長公室	いなべ市／政策課		
志摩市／財政課	伊賀市／財政課		
東員町／総務課	○大台町／財政調整課		

事務局●三重県政策部市町行財政室

検討事項

- ① 公会計モデルの研究
 - ・総務省主催の研究会で示された「総務省方式改訂モデル」を主とした公会計モデルの研究
- ② 資産評価の実証的検証
 - ・資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備のあり方の検証

その他

- ・未作成団体に対する整備促進のあり方の検討
- ・予算編成、決算分析への活用のあり方の検討

開催実績

(平成19年度)

- 第1回〔6/7〕 ・検討部会の趣旨等について
・検討部会の今後の進め方について
- 第2回〔8/3〕 ・ワーキンググループ(WG)の設置について
・新地方公会計制度実務研究会の報告書(検討案)の概略について
・検討部会の取組方向等について
- 第3回〔11/5〕 ・ワーキンググループによる検討結果の報告
・貸借対照表等未作成団体に対する整備促進のあり方について
・庁内の協力体制のあり方、一部事務組合等他団体への働きかけのあり方等について

《講演会の開催》

(平成19年度)

- 第1回〔9/4〕 「地方公会計改革セミナー」の開催
・「地方公会計制度の意義とその概要」
講師：総務省自治財政局財務調査課 稲原課長補佐
・「体系としての公会計改革 ～浜松市の取り組み～」
講師：浜松市財務部財政課 金原主幹

《新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会 ワーキング・グループ》

(平成19年度)

第1回〔9/6〕 売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討

第2回〔10/4〕 回収不能見込額の算定方法等の検討

《一部事務組合等に対する説明会の開催》

(平成19年度)

第1回〔12/11〕 一部事務組合等の職員に対して公会計制度及び貸借対照表の作成方法等の説明を実施【四日市会場】

第2回〔12/12〕 同 【松阪会場】

第3回〔12/14〕 同 【尾鷲会場】

■ 検討内容及び検討結果

1 新地方公会計制度実務研究会報告書（検討案）の概略検討

総務省方式改訂モデルと現行総務省方式との比較を行い、総務省方式改訂モデルの作成のポイントとなる点について検討を行いました。

2 地方公会計改革セミナーの開催

総務省自治財政局財務調査課職員並びに浜松市財務部財政課職員を講師として招聘し、地方公会計制度の理論と実践をテーマに講演会を実施し、当該制度の内容及び今後の取り組むべき方向について理解を深めました。

3 実作業に係るWGの設置

(メンバー：市町10名、県5名 事務局：三重県政策部市町行財政室)

売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討

売却可能資産の範囲、洗い出しの方針、評価手法について、それぞれ検討を重ね、県内各市町が取り組むための方向性を示す指針を策定しました。

回収不能見込額の算定にかかる検討

債権に係る回収不能見込額の算定に関して、各メンバーが属する市町の現状を踏まえながら、回収不能額の見込み方について一定の方向性を見いだすことができました。今後は、さらに標準的な考え方を整理していきます。

4 一部事務組合等に対する説明会の開催

各市町の財務諸表において一部事務組合等の財務情報を連結する作業に協力してもらうため、一部事務組合等の経理担当職員に対して公会計制度及び貸借対照表の作成方法等に関する説明会を県内3会場に分けて実施しました。これにより、財務諸表の作成に関して一部事務組合等と構成市町との連携強化の一助とすることができました。

今後の予定

- 1 平成19年度末には、検討内容についての中間とりまとめを行い、各市町に情報提供するとともに、平成20年度は、それを踏まえて、普通会計ベース及び連結ベースでの貸借対照表等の試作を行い、試作時において生じる問題点、疑問点等について検討します。
- 2 貸借対照表等の予算編成や決算分析への活用のあり方についても検討します。また、その検討内容・結果を適宜県内各市町へ提供し、各市町における検討の一助となるよう取り組んでいきます。
- 3 平成19～20年度の2年間の検討をとりまとめ、県内各市町の取組に役立つような「報告書」を策定し、総会において報告します。それにより、各市町の公会計整備の進展に寄与します。

新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会中間取りまとめの骨子

1 公会計整備取組の現状

(1) 全国におけるこれまでの取組

- ・平成12年3月 普通会計バランスシートの作成モデル公表
(いわゆる総務省方式)
- ・平成13年3月 行政コスト計算書、団体全体のバランスシートの作成モデル公表
- ・平成17年9月 公社・第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成モデルを公表
- ・平成18年5月 財務書類4表作成モデル
(基準モデル、総務省方式改訂モデル)の公表
- ・平成18年8月 「地方行革新指針」(平成18年8月31日総務事務次官通知)
取組状況や団体規模に応じ、3年後ないし5年後までに財務書類4表の整備、公表を要請
- ・平成19年10月 財務書類4表の作成要領公表

(2) 三重県における取組の現状

平成17年度版の財務諸表に係る作成団体の状況は次のとおり

普通会計バランスシート

12団体(市7団体 町5団体) 41.4%(全国 60.6%)

行政コスト計算書

10団体(市8団体 町2団体) 34.5%(全国 39.2%)

団体全体のバランスシート

1団体(市1団体) 3.4%(全国 9.8%)

連結バランスシート

1団体(市1団体) 3.4%(全国 5.6%)

2 公会計整備の背景と意義

(1) 背景

- ア 夕張市の財政破綻を契機、地方財政に対する住民の関心の高まり
- イ 地方分権の進展、地方公共団体の説明責任
- ウ 「地方公共団体財政健全化法」の成立と地方財務の透明性
- エ 公会計整備に取り組む団体の増加

(2) 意義

- ア 現金主義による会計処理の補完
見えにくいコストの明示、正確なストック情報の把握
- イ 公社・第三セクターを含めた団体全体の財政状況の明示
- ウ 予算査定や政策評価に活用

3 本報告書の基本的な考え方

(1)目的

- ア 住民に対して分かりやすい財政情報の開示のあり方を提案
- イ 市町が期限までに作成・公表できるようなモデルの提案
- ウ 予算・決算における活用のあり方について提案

(2)検討の基本的方向

総務省から示された「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」について、本部会では次の理由により、「総務省方式改訂モデル」を検討。

(理由)

固定資産の評価について、すべての洗い出し、公正価値による評価が望ましいが、市町の取組の現状からすべての固定資産の評価を求めることは困難。

「基準モデル」の導入は、システム開発費などの初期コストが相当かかり、費用対効果の観点から推奨できない。

「総務省方式改訂モデル」は、過渡的な形態のもので段階的に「基準モデル」に移行していくことが望ましく今後の検討課題。

(3)活用方策

ア 住民への開示資料

決算統計と比べ一覧性のある財務情報書類として住民に対して開示する意義は大きい。

イ 財政運営の判断資料

事業別、施設別にバランスシート等を作成し、予算査定への活用のほか、施設の適切な料金設定の検討資料。

ウ 予算編成・行政評価への活用

P D C A サイクルに基づく決算状況の予算編成時等への活用

4 新地方公会計制度研究会報告書の概要

(1)制度整備の目的

地方分権の進展に伴い、自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められており、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠。

新たな公会計制度整備の具体的な目的は以下のとおり。

資産・債務管理

費用管理

財務情報のわかりやすい開示

政策評価・予算編成・決算分析との関連付け

地方議会における予算・決算審議での利用

(2)基本的考え方

ア 地方固有の取扱を踏まえつつ、原則として国の作成基準に準拠

発生主義の活用、複式簿記の考え方の導入

連結ベースでの基準モデルの設定

貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整

備が標準

「基準モデル」と現行「総務省方式」の改訂モデルを提案

- イ 財務書類4表の整備又は作成に必要な情報の開示を要請
先進団体、都道府県、人口3万人以上の都市 3年を目途に
未作成団体、人口3万人未満の都市、町村
3年程を準備期間として

(3)実施に当たって

- ア 制度導入を推進するため、関係者や公認会計士等からなる検討の場を早急に設置し、さらに実務者レベルでの検討を行い、導入の円滑化や問題点の把握を図ることも必要。
- イ 制度導入に当たっては、必要な情報の公開と詳細な説明を総務省が責任をもって行うことが必要。
- ウ 導入コストの一部を支援するなど、きめ細かな支援のあり方について検討すべき。

(4)今後の課題

- ア 監査制度の構築
地方公共団体の政策形成に有効に活用されるためには、情報の信頼性を確保することが不可欠。
財務諸表の正確性に関する監査制度の早期の構築。
- イ 「基準モデル」の改定
公会計の理論及び実務は、今後一層発展していくと考えられることから、「基準モデル」は絶えず充実、改善を図っていくことが必要。

5 新地方公会計制度実務研究会報告書の概要

(1)「基準モデル」の特徴

- ア 企業会計実務を基に、資産、税収や移転収支など地方公共団体の特殊性を加味し、資産負債管理や予算編成への活用等の機能を果たすことを目的。
- イ 開始時の貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することが前提。
- ウ 事務処理の負荷の軽減を図るため、固定資産の評価方法や標準的な仕訳パターンをあわせて提案。

(2)「総務省方式改訂モデル」の特徴

- ア 各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮し、固定資産台帳や個々の複式簿記によらず、既存の決算統計情報を活用して作成。
- イ 開始時の貸借対照表の整備が比較的容易。一方公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠く。
- ウ 資産有効活用等の目的達成のため、売却可能資産から優先した固定資産台帳の整備と、未収金・貸付金の評価情報の充実をあらかじめ意図したモデル。

(3)両モデルによる財務書類の比較

- ア 「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」は、財務情報についての考え方に相違。
- イ 両モデル間での比較を試みる場合、貸借対照表について比較用の雛形を提示。

(4)資産評価

ア 新しい公会計整備の目的の一つは、資産・債務の適正な把握と管理。中でも資産価値の適切な評価が重要。

ウ 「基準モデル」の資産概念

将来の資金流入をもたらすもの

将来の資金流入額を資産評価の基礎とする考え方を採用し、
現在価値に基づく評価を行う。

将来の行政サービス提供能力を有するもの

将来の行政サービス提供能力の基礎とする考え方を採用し、
将来の行政サービス提供能力を最もよく表す評価方法である
再調達原価に基づく評価を行う。

エ 「総務省方式改訂モデル」

決算統計数値を活用して、取得原価等に基づく評価を代替的、簡便的に認める。
売却可能資産から段階的に「基準モデル」の考え方に移行。

(5)連結

ア 連結対象

普通会計・公営企業会計等の地方公共団体内の会計、一部事務組合・広域連合、
地方三公社、地方独立行政法人及び第三セクター等。

(6)財務書類の整備スケジュール

ア 財務書類4表の公表（「地方行革新指針」の通知から）

3年後の平成21年秋 都道府県、3万人以上の都市

5年後の平成23年秋 3万人未満の都市、市、町

イ 「地方公共団体財政健全化法」に基づく健全化判断比率が、平成19年度決算に基づき、平成20年度秋に公表されることから、平成20年秋を目処に財務書類4表の開示が期待される。

6 「総務省方式改訂モデル」による財務書類の作成要領

(1)公共資産情報の段階的整備

ア 基本的な考え方

売却可能資産に関する台帳を整備し、売却可能価額による評価を行い、その後順次範囲を広げる。

イ 段階的整備の処理概要

売却可能資産を新たに認識し、当該資産が有形固定資産勘定に計上されている場合は、有形固定資産から売却可能資産に振替。

売却可能資産の取得価額が不明な場合、段階的整備時の売却可能額をもって有形固定資産に計上されていたとみなして処理。

有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨注記し、段階的整備の状況を付属明細書で明示。

(2)貸借対照表の作成要領のうち主なポイント

ア 売却可能資産

売却可能資産の範囲

- ・原則として、現に公用もしくは公共用に供されていない全ての財産。
- ・簡便的に普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産を対象とすることも可。

洗い出しの方法

- ・可能な限り対象資産のすべてを洗い出す。

固定資産台帳の整備

- ・売却可能資産の対象物件については、すべて台帳に掲載。
- ・売却可能資産以外の有形固定資産の台帳整備については、各団体の取組状況に応じて段階的に進める。

評価方法

- ・各団体における取組状況や対象物件の件数の多寡等の状況により、路線価又は固定資産税評価額で算定。
- ・土地の面積、形態に応じて、算定方法を変えることも可。

イ 回収不能見込額

- ・原則として、債務者ごとに整理して判断。
- ・当分の間、地方税、保険料といった種別ごとに過去（５年程度）の徴収率等を用いて算定することも可。

7 今後の課題

20年度中に取りまとめる最終報告書に向け、今後は次の課題を中心に検討。

- ア 「基準モデル」導入の研究など、固定資産評価の精緻化に向けての方向について検討。
- イ 財務諸表の作成要領に係る解説等について、さらなる充実を図ることができないか検討。
- ウ 予算・決算等への活用方策について、より具体的な方法等を検討。
- エ 取組が進んでいない団体や、小規模団体に対する支援のあり方を検討。

公会計整備スケジュール例（総務省方式改訂モデルを想定）

平成 20 年 2 月 7 日

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組みが進んでいる団体 ・ 都道府県 ・ 人口 3 万人以上の都市 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">} 3 年後までに作成、公表</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組みが進んでいない団体 ・ 人口 3 万人未満の都市 ・ 町村 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">} 5 年後までに作成、公表</div>
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>現行総務省方式に基づくバランスシート等を作成していない団体は、まずは総務省方式を早急に整備</u> ● 「新地方公会計制度研究会報告書（平成 18 年 5 月）」、「新地方公会計実務研究会報告書（平成 19 年 10 月）」の研究 ● <u>売却可能資産の洗い出し、評価に係る作業の開始</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>現行総務省方式に基づくバランスシート等を作成していない団体は、まずは総務省方式を早急に整備</u> ● 「新地方公会計制度研究会報告書（平成 18 年 5 月）」、「新地方公会計実務研究会報告書（平成 19 年 10 月）」の研究
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 新方式に基づく普通会計 4 表の試作（19 年度決算ベース） <ul style="list-style-type: none"> * バランスシートについては 19 年度のを必ず作成しておくことが望ましい。 ● 連結 4 表作成に向けた準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結範囲の確定 → 一部事務組合や三セク等の範囲 ・ 過年度決算書等の入手 → 三セク等から決算書等を入手 ・ <u>法非適の公営企業の資産積み上げ</u> → 過去の決算統計から ・ 連結 4 表の試作 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新地方公会計制度研究会報告書（平成 18 年 5 月）」、「新地方公会計実務研究会報告書（平成 19 年 10 月）」の研究 ● <u>売却可能資産の洗い出し、評価に係る作業の開始</u>
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体単体 4 表の作成（20 年度決算ベース） ● 連結 4 表の作成（ " ） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新方式に基づく普通会計 4 表の試作（20 年度決算ベース） <ul style="list-style-type: none"> * バランスシートについては 21 年度のを必ず作成しておくことが望ましい。 ● 連結 4 表作成に向けた準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結範囲の確定 → 一部事務組合や三セク等の範囲 ・ 過年度決算書等の入手 → 三セク等から決算書等を入手 ・ <u>法非適の公営企業の資産積み上げ</u> → 過去の決算統計から ・ 連結 4 表の試作
平成 22 年度		
平成 23 年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 団体単体 4 表の作成（22 年度決算ベース） ● 連結 4 表の作成（ " ）

⑤ 情報システム等の共同化検討部会

検討部会設置の目的

財政状況の厳しい中、行政が住民サービスの向上や業務の効率化を図っていくには、情報通信技術を活用して、共同化を進めることは大きな効果があります。

総務省においても、自治体ごとのシステム開発に伴う重複投資の回避及び低廉でセキュリティの高い電子自治体を目指して、「共同アウトソーシング」による電子自治体の推進を提唱しています。

情報システム等の共同化について以前から市町とともに検討を進めており、平成18年度には共有デジタル地図の整備、平成20年1月からは入札参加資格登録申請の受付・審査の共同化に取り組んでいます。

電子申請や電子入札システムの共同化についても、県民の利便性向上や経費の削減など導入効果を明確にするなど今後も継続して協議を行い、共同化に取り組んでいきます。

検討部会メンバー

34名（市町29名，県5名）

市 町	県
全市町情報担当課	◎政策部情報政策室 地方分権・広域連携室 県土整備部 建設業室、 他関係室

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部情報政策室

検討事項

- ① 平成18年度から着手している共有デジタル地図の整備を着実に進めるとともに、その具体的な更新・運用方法や、地図の利活用方を検討する。
- ② 電子入札、電子申請、入札参加資格登録等の情報システムの整備運用について、共同化の枠組みによる効率的で低廉な構築方法等を検討する。

開催実績

- 第1回[6 / 2 6] 情報システムの共同化にかかる本年度の計画について
- 第2回[1 0 / 7] 情報システム共同化の進捗状況（共有デジタル地図整備、入札参加資格者登録共同化等）について
- 意見交換[1 2 中旬～] 各市町におけるシステム共同化の意向、要望等について
- 第3回[1 / 3 1] 情報システム共同化の進捗状況（共有デジタル地図整備、入札参加資格者登録共同化等）について

《共有デジタル地図整備》	5 / 1 0	第1回検討部会
	8 / 2 8	第2回検討部会
	1 0 / 3 1	第1回検討委員会・ (第3回)検討部会合同会議
	1 2 / 1 3	第4回検討部会
	1 2 / 2 6	第1回連絡調整会議
	《入札参加資格登録》	6 / 8
7 / 1 7		第2回WG
8 / 6		第1回市町説明会
8 / 3 0		第3回WG
9 / 7		第2回市町説明会
1 0 / 2 2		第4回WG
1 1 / 5		第3回市町説明会
1 2 / 1 1		第5回WG
《電子入札》	6 / 2 2	第1回WG
	7 / 1 7	第2回WG
	8 / 6	第1回市町説明会 (入札参加資格登録と同時開催)

【検討内容及び検討結果】

【共有デジタル地図整備】

平成18年度より実施している共有デジタル地図整備事業については、平成20年度末の完成に向けて、県・市町が、実施主体である三重県自治会館組合と連携して事業を進めてきました。

また、全市町を対象とした個別のヒアリングを実施した結果を踏まえ、検討部会において、地図・空中写真の利活用に関する運用管理規程並びに次回の全体更新の手法の比較などを協議検討しました。

(これまでの主な合意事項)

- ・共有デジタル地図の「データ仕様」、「整備要領」、「検査要領」の作成。
- ・平成19年5月に各市町に提供している空中写真撮影成果の利活用にかかる運用ガイドラインの作成。
- ・地図更新の効率化と利用用途の拡大に向け、GIS活用等の専門研究会の設置。
- ・次回地図更新は平成23年度から実施することで調整するとし、次回更新計画案、運用管理・更新規程等の骨子を作成する幹事会を設置すること。
- ・次々回以降の更新について、更新計画を立案していく体制や手順など、制度設計を運用管理・更新規定として取りまとめること。

【入札参加資格登録】

WGにおいて建設工事、測量・コンサル関係における入札参加資格者登録における手続き方法の検討や共通様式の作成を行ない、全市町の担当課長を対象にした説明会で協議検討を行うなどして共同化案をまとめました。

共同化への参加意向を確認したところ、県、26市町及び四日市港管理組合から参加意向が出されたため、平成19年12月に参加団体で構成する「三重県入札参加資格申請受付・審査共同化運営連絡協議会」を設置しました。

協議を行った結果、共同化による作業主体を「財団法人三重県建設技術センター」とすることとし、平成20年1月には申請の受付を開始しました。

【電子入札】

電子入札システム共同化におけるシステム導入パターンについて、意向調査を行ったところ、入札参加企業等の利便性や運用面のメリットがあることから県と同様のシステムを、県とは別のサーバで市町が構築し、運用面において共同化を図るパターンでの共同化意向が高いという結果となりました。

システム整備においては、求める仕様や費用を調整する必要があるため、個別で市町との意見交換を実施し、必要性も含めて調査・検討を行なうこととしています。

【今後の展開】

【共有デジタル地図整備】

引続き平成20年度末の完成に向けて、実施主体の三重県自治会館組合と連携し、共有デジタル地図の整備、運用等を円滑に推進するために設置した「共有デジタル地図整備運営連絡調整会議」等において、共有デジタル地図の整備事業を着実に進めていきます。

(今後の主な取組み予定)

手続き窓口の一元化、具体的な運用方法(「提供の媒体」、「手数料」、「刊行物としての販売」など)についての検討

次回更新を平成23年度からの着手で調整を進めるとともに、更新内容・手法等の詳細仕様の検討。

継続的な地図更新を行なうため、さらなる更新合理化手法(例えば主要道路や河川のみ修正していく等)について検討を進め、運用管理規程の策定や更新に関する制度設計を行う。

また、県としても、デジタル地図整備やその利活用に関連して必要な事項について、必要な支援を行なっていく予定です。

【入札参加資格登録】

「三重県入札参加資格申請受付・審査共同化運営連絡協議会」において、来年度以降にかかる新規、変更、廃止等の手続き方法や審査済みデータの提供方法、これらに係る費用負担方法などについて実質的な協議を行います。

なお、多くの市町から共同化の意向が示されている物品・役務にかかる入札参加資格者名簿化についても、共同化の検討主体である(財)三重県市町村振興協会と連携し、市町の意向や手続き方法などについて検討を進める予定です。

【電子入札システム等】

現在個別に実施している市町との意見交換の状況を踏まえ、県及び全市町の情報担当課長で構成する「三重県電子自治体推進連絡協議会」の場において、電子入札や電子申請システムの共同化などについて、その必要性も含めて、引き続き調査検討します。

⑥ 「人口減少と地域社会」についての検討部会

検討部会設置の目的

日本の総人口は、2005年をピークに既に減少局面に入っており、三重県においても、やがて人口が減少することは避けられない状況にあります。こうした中、人口減少が地域社会に与える影響を的確にとらえ、中長期的な展望のもと、県や市町、地域、企業、県民一人ひとりなど多様な主体により、社会全体で対応していくことが必要となっています。

そこで、人口減少が本格化していると考えられる2030年を見据え、各地域の現状も踏まえながら、人口減少が三重県の地域社会にもたらす影響や対応方向について検討します。

検討部会メンバー 27名（市町22名、県5名）

市 町		県	
津市／政策課	○四日市市／政策課	◎政策部企画室	政策部地方分権・広域連携室
伊勢市／行政経営課	松阪市／政策課	政策部地域づくり支援室	農水商工部農山漁村室
鈴鹿市／企画課	名張市／総合企画政策室	農水商工部観光局	
尾鷲市／市長公室	亀山市／企画経営室	観光・交流室	
鳥羽市／企画財政課	能野市／市長公室		
志摩市／企画政策課	伊賀市／企画調整課		
木曾岬町／企画調整課	東員町／政策推進課		
菰野町／企画情報課	川越町／企画情報課		
多気町／企画調整課	大台町／企画課		
大紀町／企画振興課	南伊勢町／企画商工観光課		
紀北町／企画課	紀宝町／企画調整課		

助言者●三重大学／安食和宏 教授、四日市看護医療大学／東川薫 准教授

事務局●三重県政策部 企画室

検討事項

人口の将来予測について
人口減少の背景・要因について
人口減少による地域社会への影響について
現地ヒアリング調査について
人口減少社会への対応方向について

開催実績

事前検討会〔9/10〕 協議計画書(案)に準じて、今後の進め方説明

現地調査〔10/13～11/6〕 県内13か所(市街地、住宅地、農山村、漁村)
でヒアリング調査を実施

第1回〔10/29〕 協議計画書に基づき、今後の進め方を説明

「人口減少と地域社会」に関する調査検討の概要について

「人口減少と地域社会」に関する現地調査の概要について

第2回〔11/27〕 「人口減少と地域社会」に関する現地調査の結果について

人口減少の背景と要因について

人口の将来予測について

人口減少による地域社会への影響と対応事例について

第3回〔12/20〕 検討資料の全体整理について

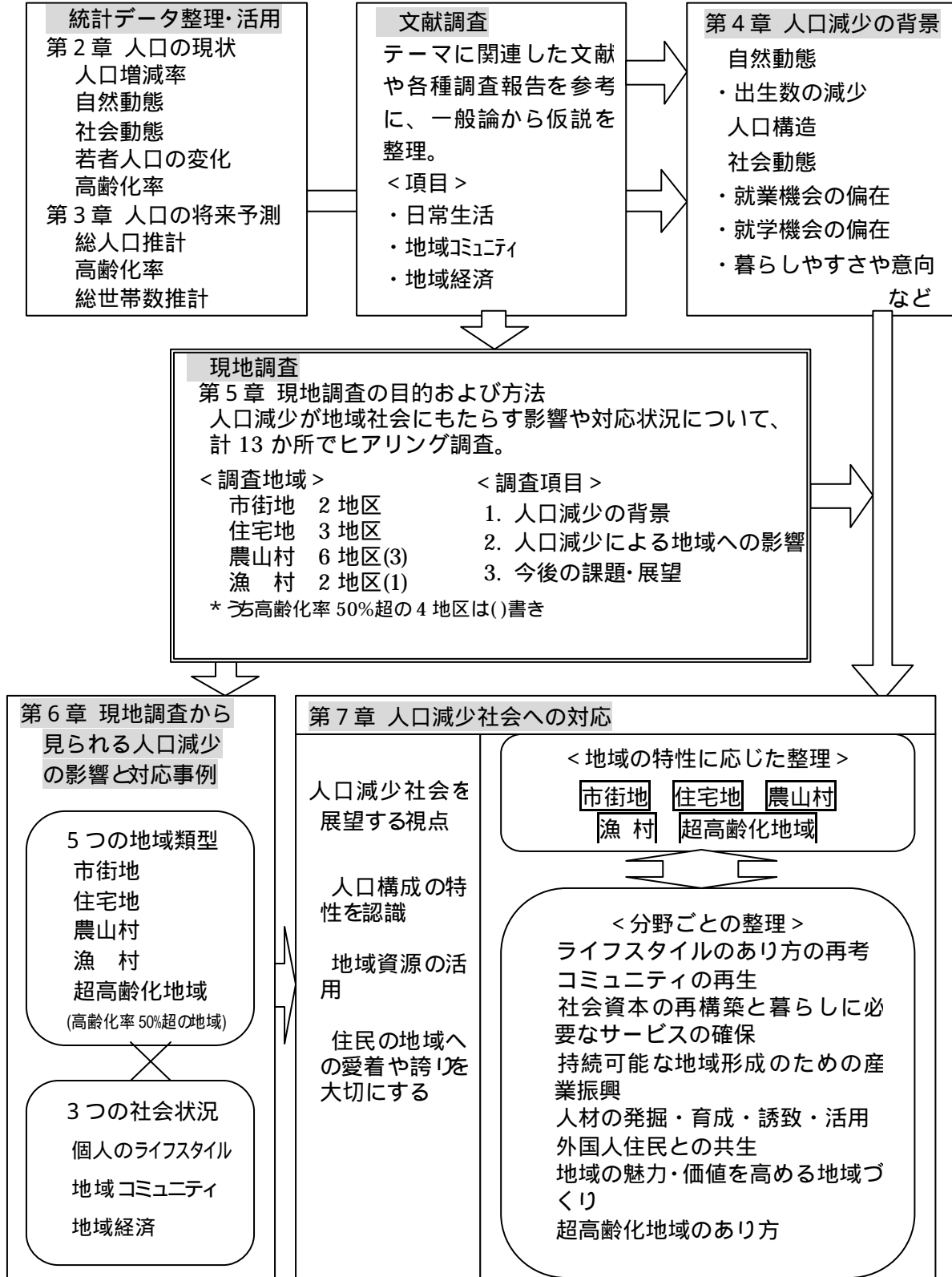
人口減少社会への対応について

第4回〔1/29〕 人口の現状、人口の将来予測、人口減少の背景、人口減少の
影響について

人口減少社会への対応について

検討内容および検討結果

調査フロー



1 人口の将来予測

三重県の総人口は増加を続けていますが、その伸びは低下し、最近では、自然動態は減少し社会動態は増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所と同様の方法により、機械的に推計しました。
(別紙1参照)

- ・ 県全体では 2005 年～2030 年の間に人口が約 10%減少し、中でも生産年齢人口が約 20%、年少人口が約 36%と大きく減少すると予測されます。
- ・ 市町別では、鳥羽市や南伊勢町などの伊勢志摩地域や、尾鷲市や熊野市などの東紀州地域で大きく減少すると予測されます。
- ・ 県全体の総世帯数の推計結果では、しばらくの間、総世帯数は増加を続けます。また、高齢者のみの世帯が大きく増加すると予測されます。

2 人口減少の背景

(1) 人口の自然動態

- ・ 三重県では、全国の傾向と同様に未婚化や晩産化が進んでおり、合計特殊出生率が低下する要因になっていると考えられます。
- ・ 全国の傾向として、高学歴化や若年層の所得水準の低さなどが未婚化、晩産化の一要因として考えられます。

(2) 人口構造

- ・ 三重県では、全国の傾向と同様に 1947～49 年に生まれた「団塊の世代」の人口割合が大きく、この年代が 75 歳以上の後期高齢期になる 2025 年頃から、人口は大きく減少します。
- ・ また、団塊世代が産んだ「団塊ジュニア」の世代が 30 歳代半ばに達しており、それより低い年齢の人口が急激に減少するため、今後生まれてくる子どもの数は大きく減少することが避けられない状況にあります。

(3) 人口の社会動態

- ・ 三重県では、就労や就学の機会による要因があるほか、全国の傾向として、住宅の事情によるものや職業上によるものが主な理由となっています。
- ・ このほか、現地調査からは、交通の利便性や若者の暮らしの意向などが移動の理由として見受けられました。

3 現地調査の実施

人口減少の背景や人口減少が地域社会に与える影響、地域住民の考えや取組などを把握し、地域の実情を踏まえた検討につなげるため、市町と連携し、学識者の助言も得て、現地調査を実施しました。（別紙2参照）

(1) 調査方法 各地区の自治会、各種団体、農林漁業者、商工業者など計154名を対象にヒアリングを実施。

(2) 調査箇所 市街地、住宅地、農山村、漁村など計13箇所

(3) 現地調査でわかったこと

全体として

- ・ 地域の将来人口について、住民の皆さんには認識されていないことが多く、また、地域課題について話し合いがされていることも少ない。
- ・ 事業所やアパートのある地域では、外国人住民の人口が増加している。

市街地

- ・ 空き地、空き家は多くあるが、あまり流動性が無い。
- ・ 以前に比べて人通りが減少し、空き店舗が多くなっている。

住宅地

- ・ 人口構成が団塊の世代に集中し、高齢化が急速に進んでいます。
- ・ コミュニティが十分に形成されていないところでは、地域での助け合いの活動があまり見られない。

農山村

- ・ 高齢化により共同作業が年々難しくなっている。
- ・ 農林業の担い手不足により耕作放棄地や荒廃林が増え、獣害が深刻。

漁村

- ・ 低地に高齢者が住み、高台に若い世代が住む傾向がある。
- ・ 空き家は多くあるが老朽化しており、活用するには改修が必要。

超高齢化地域（自然的条件等が不利で高齢化率50%超の地域）

- ・ 学校の廃校とともに、若い世代の多くは学校のある地域へ転居している。
- ・ 日用品販売店がほとんどなく、最寄りの商店まではかなりの距離がある。

4 人口減少社会への対応

(1) 人口減少社会を展望する視点

人口減少に対応した地域社会を展望するうえで、従来の発想にとらわれず、次のような視点を持つ必要があります。

人口構成の特性を認識して対応する

確実に人口減少が訪れるという前提に立ち、将来を見通して、避けられない人口減少というピンチをチャンスにする。

地域にある資源を活用する

既存の社会資本、遊休の土地・建物、森林・農地等の公益的空間、人材、ソーシャルキャピタルなど、地域のあらゆる資源を生かす。

住民の地域への愛着や誇りを大切にする

住民の皆さんの意識が魅力ある地域形成の基であり力となる。

(2) 分野ごとの検討方向

多様な主体の連携を念頭に、市街地や住宅地、農山村、漁村など地域の特性に応じて、次のような方向について引き続き検討していく必要があります。

ライフスタイルのあり方の再考

加齢による介護や子育てなどを家族で助け合っているように、ワーク・ライフ・バランスを進めることや多世代での同居や近居など、暮らしのあり方について見つめ直す必要があります。

コミュニティの再生

高齢化や単独世帯の増加などで弱まっている地域の助け合い機能を高め、地域の住民や団体など多様な主体が共に連携・協力して地域課題を解決していけるよう、コミュニティを再生する必要があります。

社会資本の再構築と暮らしに必要なサービスの確保

今後、多く発生すると予想される遊休の土地・建物を含め、地域社会にある既存の資本を有効に活用したり、サービス拠点の集約化やネットワーク化を図ることで、暮らしに必要なサービスを維持・確保していく必要があります。

持続可能な地域形成のための産業振興

次世代にも継承可能な地域を形成するため、引き続き若者等の就労の場が確保され、定住できるような産業振興に取り組むことが必要です。

人材の発掘・育成・誘致・活用

コミュニティ再生や地域づくり、産業振興を進めるため、意欲のある人材を地域内外で発掘し、育成・誘致・活用することが必要です。

外国人住民との共生

地域社会における外国人住民の役割がますます高まる可能性があり、コミュニケーションの確保・充実などを通じて、多様な主体の一員として外国人住民が暮らせる社会づくりが必要です。

地域の魅力・価値を高める地域づくり

移住や交流人口を増加し、地域資源を活用した産業振興などにつなげるため、地域の魅力を創出し価値を高める地域づくりを進める必要があります。

超高齢化地域のあり方

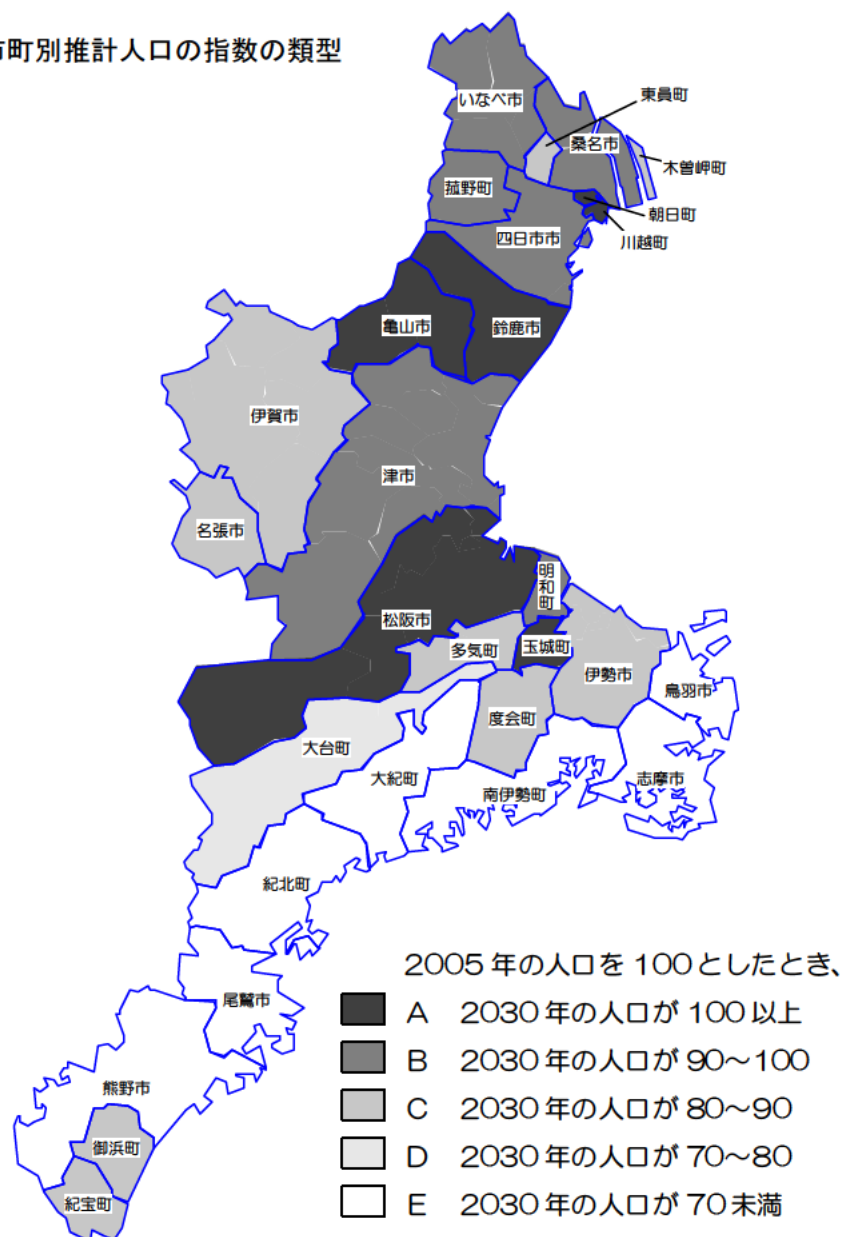
国土の保全など公益的な機能を担っているこれらの地域について、県内の実態を把握するとともに、市町と共に、今後の地域のあり方、対策を早急に検討する必要があります。

今後（平成20年度以降）の予定

- 1 自然的条件等の不利な地域に位置する超高齢化地域について、市町と県が連携し、地域の協力も得て、県内各地域の実態調査を行い、今後のあり方について検討していきます。（平成20年度に検討部会を設置予定）
- 2 地域の総合的な力を高め、人口減少社会に対応していくために重要と考えられるコミュニティの再生について、市町と県が連携して県内外の成功事例の収集・検証を行い、共有していきます。
- 3 人口減少社会への対応のうち、1、2を検討する中で国が実施すべき事項については、国へ積極的に提言していきます。
- 4 地域の魅力・価値を高める地域づくりについて、「美し国おこし・三重」づくりなどにより、県内の各地域での取組を進めていきます。

市町の将来人口推計（試算）

図・表 市町別推計人口の指数の類型



類型	該当市町村名（括弧内は2005年の人口を100としたときの2030年の人口指数）
A	川越町(136.5)、亀山市(115.2)、朝日町(105.8)、玉城町(104.7)、鈴鹿市(101.5)、松阪市(100.6)
B	桑名市(99.5)、いなべ市(99.1)、菟野町(97.8)、北勢地域(97.4)、明和町(94.4)、 中南勢地域(94.1)、津市(91.5)、三重県全体(90.5)、四日市市(90.1)
C	伊賀市(87.9)、東員町(87.8)、伊賀地域(87.2)、名張市(86.4)、伊勢市(85.9)、紀宝町(85.2)、度会町(83.6)、多気町(83.3)、御浜町(81.5)、木曾岬町(80.9)
D	伊勢志摩地域(78.9)、大台町(78.0)
E	東紀州地域(69.3)、大紀町(69.1)、志摩市(69.0)、熊野市(64.9)、紀北町(64.7)、鳥羽市(64.1)、尾鷲市(63.1)、南伊勢町(59.0)

「人口減少社会」現地ヒアリング調査で得られた主な意見

分類	市町名 地域名	H17国調人口 (H12～増加率) H17高齢化率	調査日 参加人数	人口変動の背景 要因	人口減少下で現れている変容		
					日常生活	地域コミュニティ	地域経済
市街地	伊勢市 厚生	8,768人 (4.3%) 29.1%	11月3日 9人	住宅規模が狭く、駐車場も確保できないため、若者は郊外へ出て行ってしまう	空家や老朽家屋が増加。空地の多くは駐車場に空き家活用にはリフォーム経費が課題 日用品店がなく、高齢者には買い物不便	自治会の役員はな手がない 出合いは年々、大変になってきている 外国人住民が急増している(5年間で82%増)	店舗が減少しているが、住居と一体の店舗は貸出が難しい 経営者が高齢化し後継者のいる店は少ない
	伊賀市 上野西部	3,530人 (7.4%) 32.9%	11月16日 10人	昔風の家は個室が少なく若者に不向き 派遣会社社員用のマンションが増加 外国人住民も定住化により郊外住宅へ移転	一人暮らし高齢者が増加 空地、空家が多いが流動性がなく、しくみもない 空家があっても持ち主が資産として有し貸さない	人口が減る中、町屋保存などが難しい 伝統行事、祭りの担い手が不足 外国人住民が住民全体の1割強を占めている	約半数の店舗は後継ぎがなく高齢化している 大型店の撤退により市街地の人通りが激減 商店街と買い物回りが回ることができない
住宅地	名張市 つじが丘	10,573人 (2.8%) 14.3%	11月4日 12人	若者は給与水準が高く、職業選択の多い、また商業・娯楽のある都会を求める 高齢になり医療付きの都会のマンションに引越す	産婦人科や小児救急医療が不足しており不安 団地内は坂道が多く、高齢者にはきつい 大規模店に押されて団地の商店が閉店した	団塊世代が退職し地区の担い手が増加 住民の高齢化により運動会がなくなった	労働力不足等により共稼ぎが増え、学童保育利用者が増加
	木曾岬町 富田子	1,283人 (2.5%) 17.1%	10月24日 4人	駅が無く通学に不便なため転出する人がいる 子育て支援水準が低い他県へ転居 団地は広くないため二世帯同居できない	高齢化が顕著になっている 空家が増加している団地もある 地区からスーパーがなくなると不便になった	高齢者世帯が増え自治会を脱退の傾向 自治会未加入者の把握できず防災上課題 アパート住まいの外国人住民が増加	
	東員町 笹尾西	3,761人 (3.3%) 13.4%	11月2日 4人	住宅敷地が狭く、空地も少ないため、同居も近居も困難 大学で都会へ出て、そのまま就職となる	児童数が激減し、また転出する高齢者がいる 高齢者が集える場所がない 退職者が増え路線バスの通勤利用が減少	高齢で役が困難になると自治会を脱退 住民把握が難しく、自主防災活動が難しい 自発的なボランティアやNPO活動が少ない	
農山村	亀山市 加太	1,170人 (11.8%) 31.2%	11月5日 4人	近隣に新居を建てて地域内に残る若者もいる 若者が希望する仕事地域になく転出する	児童数が減少し学年の一部が複式学級になった 空家が増えているが、斡旋するには難しさもある ガソリンスタンドが無くなって困っている	出合いの担い手が高齢化している 子どもの減少で郷土芸能の維持が限界にある 駐在所が廃止になった	農業者が不足し耕作放棄地が増加 不在地主の山が荒廃している 特産加工グループが高齢化
	多気町 長谷	46人 (13.2%) 32.6%	11月2日 8人	若者は同居を望まず、結婚すると地区外に住居を構える人が多い	家族が多いときは外出時に子守りを頼めた 地区内に店はなく、近隣スーパーの利用者が多い 高齢になると車に乗れなくなる	人口が少なく一人で何役もせざるをえない 地区の自立心は強く隣接区との合併は難しい 消防団員は後継者がなく同じ人が続けている	サルやイノシシによる野菜の被害がある
	大紀町 阿曾	1,231人 (6.9%) 31.4%	11月9日 15人	近隣で就職しても、結婚後には地域外へ移ってしまう 就職先が限定され、若者の定着は難しい	小学校が統合され、保育園も来年統合される 一人暮らし高齢者が増加 日用品店が1店と農協だけになった	ボランティアの今後の担い手が不足 高齢者のみ世帯が増え、出合い作業が困難 農業用水は少人数での管理が不可能	事業所労働者の半数を外国人で補っている 農林業の従事者は約50年で1/3に減少 獣害が深刻である
	熊野市 平谷	123人 (21.9%) 71.5%	10月13日 37人	子どもの教育を考慮し学校近くへ転居する Uターン者は、ほとんどいない	高齢者が子どものところへ転出し、空き家が増加 診療所は利用に制約がある 商店は1店のみで高齢者が経営し後継者はない	神社や墓地の管理が次第に難しくなっている 山林は手入れできず倒木が多い 消防団がなくなり自主防災組織もない	耕作者が高齢化し後継者がいない 休耕地が増加し、獣害がひどい 農業補助制度の要件が地域実情に合わない
	大台町 桧原	83人 (5.7%) 68.7%	11月8日 9人	学校の廃校時に若者が転出 働く場がなく若者は出て行かざるを得ない 林業の仕事は厳しく、採算も合わない	診療所の開院回数が少なく、遠方まで行く必要 商店が減少し、遠方まで行く必要 粗大ごみを遠方の集積場へ運ぶのが困難	高齢化により組織が成り立たなくなりつつある 役員のな手がなく一人が何役もする必要 災害時要援護家庭ばかりで防災対応が困難	高齢化により山の手入れができず倒木が多い 林業従事者が少なく、間伐に手が回らない 農地が限られ家庭菜園のみだが獣害がある
	紀宝町 浅里	113人 (14.4%) 61.9%	10月13日 6人	若者は少し離れた地域に住む人が多い 二世帯住宅の規模がなく土地が狭いため、若い人が家を出てしまう	診療所はあるが開院回数が少ない 商店は全てなくなり不便	共同作業が成り立たなくなる状況が迫っている 水道がなく谷から水を引いているが、取水地が 集落から離れた山中にあり、管理が困難	個人有の山林は手入れがされていない サルやイノシシなど獣害はかなしい多い 活性化イベントが体力や資金面で中止となった
漁村	志摩市 船越	1,911人 (8.4%) 34.3%	11月7日 20人	津波対策として若者は高台へ住居を移転 子どもの通学ため、鉄道沿線への転居希望 真珠養殖が衰退し、若者は転出するしかない	中学生が減り、やりたい部活動ができない 空家や空地が多く、倒壊の危険性の家が多い 空家は老朽化のため再利用は難しい	若者が不足しており、祭りが消滅してしまう 一人暮らし高齢者が増加し、災害時の助け合いが課題。若者は高台におり救助できない	家庭菜園の獣害がかなりひどい 商店が数年で3店舗ほどが廃業となった 17店舗あった飲食店が5店舗になった
	紀北町 島勝浦	552人 (16.4%) 56.7%	10月19日 16人	中学校の廃校に伴い若い世代が急速に流出 漁業は、地引き網も養殖も成り立たない 旅館は、漁場が悪くなり釣客が激減した	75歳以上独居者が増加し外出不能の人も多い 多くの商店やガソリンスタンドもなくなった 空家は多くあるが、水回りが老朽化し改修が必要	要援護者のほうが助ける人より多い 高齢者の多くは平地に居住しており津波時に 防潮扉を閉め避難するなどの対応が困難	大型定置網は水夫が高齢化し人手不足のため、近隣地区の水夫の助けを借りている 漁業の後継者がほとんどいない

V. 平成19年度における権限移譲の概要

(1) 法定移譲

○ 保健所政令市

四日市市（平成19年11月21日政令公布 平成20年4月から実施）

- ・ 概要
地域保健法に基づく政令公布により設置。（人口要件30万人以上。）
- ・ 主な事務
飲食店の許可、食品の監視指導、食中毒の対応（食品衛生法）
未熟児の訪問指導、養育医療（1歳未満児への医療給付）（母子保健法）
感染症のまん延防止、検査、入院勧告（感染症予防法）
診療所、助産所の開設許可、立入検査、指導（医療法）
BSE検査（牛海面状脳症対策特別措置法）
浄化槽の設置届出の受理（浄化槽法）

○ 景観行政団体

四日市市（平成19年9月7日告示 平成19年10月10日施行）

松阪市（平成19年10月31日告示 平成19年12月1日施行）

伊勢市（平成20年1月30日告示 平成20年3月1日施行（予定））

- ・ 概要
景観法（H17.6.1 施行）に基づく事務を行おうとする市町の長が、県知事との協議・同意により景観行政団体になる。（都道府県、政令市、中核市は法律により景観行政団体とされる）
- ・ 主な事務
景観計画の策定（区域の設定、景観形成の方針、建設等の行為の制限、重要建築物や樹木の指定など）及び運用に伴う規制に関する事務（届出の受理等）。
- ・ 県内の移行済市町
伊賀市（平成18年10月30日告示 平成18年12月1日施行）

(2) 事務処理の特例に関する条例による移譲

平成19年度に協議が整った保健所政令市に関連する事務など、43法令777条項の事務を移譲します。（詳細は別表）

- 町又は字の区域変更等に関する事務（四日市市、桑名市、鈴鹿市、東員町を除く市町）
 - ・ あらたに生じた土地の確認や、市町区域内の町又は字の区域の
変更について、告示の事務を移譲します。（→事務の効率化）
第1回定例会の上程予定
- 一般旅券の発給に関する事務（志摩市）
第1回定例会の上程予定
 - ・ パスポートの申請受理・発給に関する事務を移譲します。（→利便性の向上）
- 保健所政令市に関する事務（四日市市）
 - ・ 病院や薬局の開設許可（医療法、薬事法）
 - ・ 精神患者の措置入院（精神保健福祉法）
 - ・ 医師免許等の各種資格の免許申請書類の受理（経由事務）等（→市町の主体性向上）
- 景観法に基づく事務（景観行政団体を除く全ての市町）
 - ・ 三重県景観計画に伴う建築行為等にかかる届出受理等の事務を移譲します。
（→ワンストップ化による住民の利便性向上） など

平成 19 年度に協議成立した事務処理の特例制度による新規移譲予定事務一覧

平成 20年 2月 1日現在

移譲対象事務等		対象市町	移譲事務項目数	移譲予定日	
区分	包括的権限移譲パッケージ名等	法令等			
型 地域課題解決型	環境問題地域解決型パッケージ (環境問題(振動 騒音)に対する規制や基準の設定)	三重県生活環境の保全に関する条例	志摩市	6	H20.4.1
	農地有効利用促進パッケージ 第1回定例会上程予定 (農地転用に関する許可等)	農地法	明和町	10	H20.4.1
		租税特別措置法		1	
	建築物を活かしたまちづくりパッケージ (都市計画施設等の区域内における建築の許可等)	都市計画法(追加) (建築の協議) (監督処分等に係る事務) 都市計画法(新規) (建築の許可・協議) (監督処分等に係る事務)	津市 鈴鹿市	6	H20.4.1
松阪市 桑名市			8		
型 事務処理迅速型	市町の区域内の町又は字の区域を変更する旨の届出の受理及び告示等の事務 第1回定例会上程予定	地方自治法	各市町 (四日市市 桑名市 鈴鹿市及び東員町を除く)	4	H20.4.1
	一般旅券の発給申請受理と交付の事務 第1回定例会上程予定	旅券法	志摩市	7	H20.10.1
	土地区画整理法に基づく事務	土地区画整理法	志摩市 朝日町	5	H19.7.4
	景観法に基づく事務 (三重県景観計画に伴う届出の受理事務等)	景観法	各市町 (景観行政団体(注)を除く)	1	H20.4.1
保健所政令市に関連する事務	小児慢性特定疾患研究事業、寮育給付に関する事務	児童福祉法	四日市市	2	H20.4.1
	タール色素等添加物の検査等の事務	食品衛生法		10	
	理容業の出張業務の申請の受理等の事務	理容師法		1	
	栄養士法に基づく申請書等各種書類の経由事務	栄養士法		16	
	墓地等の経営許可等の事務	墓地、埋葬等に関する法律		3	
	特定疾患等に関する申請書等の書類の経由事務	社会保険診療報酬支払基金法		1	
	医師免許の申請等各種書類の経由事務	医師法		8	
	歯科医師免許の申請等各種書類の経由事務	歯科医師法		8	
	保健師助産師看護師法に基づく申請書等各種書類の経由	保健師助産師看護師法		33	
	歯科衛生士業務届出の受理	歯科衛生士法		1	
	病院の開設許可等の事務	医療法		40	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神患者の措置入院等の事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		24	
特定毒物研究者の許可申請、毒物劇物取扱者試験の願書など、書類の経由事務	毒物及び劇物取締法	33			

保健所政令市に関連する事務	覚せい剤取締法に基づく申請書等各種書類の經由事務	覚せい剤取締法	46	四日市市	H20.4.1
	麻薬及び向精神薬取締法に基づく申請書等各種書類の經由及び麻薬廃棄の立会の事務	麻薬及び向精神薬取締法	69		
	歯科技工士試験の願書受付などの經由事務	歯科技工士法	11		
	美容業の出張業務の申請の受理事務	美容師法	1		
	調理師法に基づく申請書等各種書類の經由事務	調理師法	14		
	薬事法に基づく薬局の開設許可等各種書類の經由事務	薬事法	83		
	薬剤師法に基づく申請書等各種書類の經由事務	薬剤師法	8		
	製菓衛生師法に基づく申請書等各種書類の經由事務	製菓衛生師法	9		
	犬、猫の取引、ペットショップの登録、特定植物の許可、監視、指導等の事務	動物の愛護及び管理に関する法律	84		
	診療放射線技師免許申請書等の書類の經由事務	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律・診療放射線技師法施行令	10		
	原爆被災者健康手帳の交付申請書等の各種書類の經由事務	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	138		
	結核指定病院の指定等の事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	4		
	18歳未満の身体の障害がある者の手術等の医療費の給付(育成医療)等の事務	障害者自立支援法	16		
	クリーニング師試験願書の受付、免許申請等の事務	クリーニング業法施行令	9		
	死体解剖認定の申請書等各種書類の經由事務	死体解剖保存法施行令	6		
	臨床検査技師免許申請書等各種書類の經由事務	臨床検査技師等に関する法律施行令	14		
	理学療法士及び作業療法士免許の申請等の各種書類の經由事務	理学療法士及び作業療法士法施行令	7		
	視能訓練士免許の申請等各種書類の經由事務	視能訓練士法施行令	7		
	母体保護法に基づく指定取消に係る指定証等の返納受理事務	母体保護法施行規則	1		
	指定養育医療機関の指定申請書の受理等の事務	母子保健法施行規則	4		
三重県魚介類行商営業条例に関する申請書等の書類の經由事務	三重県魚介類行商営業条例	5			
三重県小規模水道条例に基づく事務	三重県小規模水道条例	9			
42種類	43法令	777			

*都市計画法に係る重複分を控除

(注)景観行政団体:伊賀市 四日市市 松阪市 伊勢市(予定)

参 考 资 料

県と市町の新しい関係づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、分権型社会の実現を目指し、県と市町の役割分担の明確化と適正化を図るとともに、真に対等・協力の関係を築くことにより、県と市町を通じた行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(協議等事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 連携・協力及び役割分担のあり方に関する事項
- (2) 専門性強化のための取組に関する事項
- (3) 包括的権限移譲の推進に関する事項
- (4) その他本協議会の目的達成のため必要な事項の情報共有及び検討

第2章 組織

(協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の者をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県副知事、市長会会長及び町村会会長

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重県政策部地方分権・広域連携室、三重県市長会及び三重県町村会に置く。

第3章 会議

(会議)

第8条 会議は、総会及び運営調整会議とする。ただし、必要に応じて検討部会を設置することができる。

2 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

3 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第3条の規定による協議事項の対応方針

(2)前号の規定に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(議長)

第11条 総会の議長は、会長が指名する者とし、議事は会長が総会に諮り決定する。

(定足数)

第12条 総会は、構成員（またはその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(運営調整会議)

第13条 具体的な協議等事項の決定、検討部会設置の決定又は第10条の規定による総会の決定事項の事前の意見調整のため、必要に応じて運営調整会議を開催することができる。

2 運営調整会議は、市町、県各部及び県民センターの地方分権に係る職員で構成する。

3 運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 運営調整会議は、会長の指示により三重県政策部地方分権・広域連携室が招集する。

(検討部会)

第14条 第13条第1項の規定により設置が決定したときは、検討部会を置く。

2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第4章 経費等

(経費)

第15条 会議にかかる経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年6月7日から施行する。

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成19年6月6日から施行する。

別 表（第4条関係）

県と市町の新しい関係づくり協議会名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県出納長
副会長	亀山市長		政 策 部 長
	大紀町長		東紀州対策局長
	三重県副知事		地域支援担当理事
委 員 (市町)	津 市 長	委 員 (県)	総 務 部 長
	四日市市長		防災危機管理部長
	伊勢市長		生 活 部 長
	松阪市長		健康福祉部長
	桑名市長		環境森林部長
	鈴鹿市長		環境森林部理事
	名張市長		農水商工部長
	尾鷲市長		観 光 局 長
	鳥羽市長		県土整備部長
	熊野市長		県土整備部理事
	いなべ市長		企 業 庁 長
	志摩市長		病院事業庁長
	伊賀市長		教 育 長
	木曽岬町長		桑名県民センター所長
	東員町長		四日市県民センター所長
	菰野町長		鈴鹿県民センター所長
	朝日町長		津県民センター所長
	川越町長		松阪県民センター所長
	多気町長		伊勢県民センター所長
	明和町長		伊賀県民センター所長
	大台町長		尾鷲県民センター所長
	玉城町長		熊野県民センター所長
	度会町長		
	南伊勢町長		
	紀北町長		
	御浜町長		
紀宝町長			

検討部会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）規約第14条第2項の規定により、検討部会（研究会を含む）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、協議会規約第3条の規定による協議等事項のうち、運営調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

(組織)

第3条 検討部会は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

2 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

3 検討部会の部会長及び副部会長は、検討部会の構成員の互選により選任する。

4 検討部会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第4条 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討部会の開催)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

2 検討部会は、必要に応じて検討部会の運営に関する規程第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議等計画書の作成)

第6条 検討部会は、会長から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議等計画書」を作成しなければならない。

(協議等経過報告書の作成)

第7条 検討部会は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式2により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第8条 検討部会は、第6条及び第7条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月7日から施行する。

検討部会協議等計画書

協議等テーマ	
目的	
検討事項	
具体的な協議等スケジュール	
メンバー	

別紙様式2（第7条関係）

検討部会協議等経過報告書

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	